

324

N6842k



* 0013845000 *

0013845-000

324-N6842k

改正民法

日本法文会

1947

ACE

21132

324.

N6842k

日本法文會編纂

改正民法

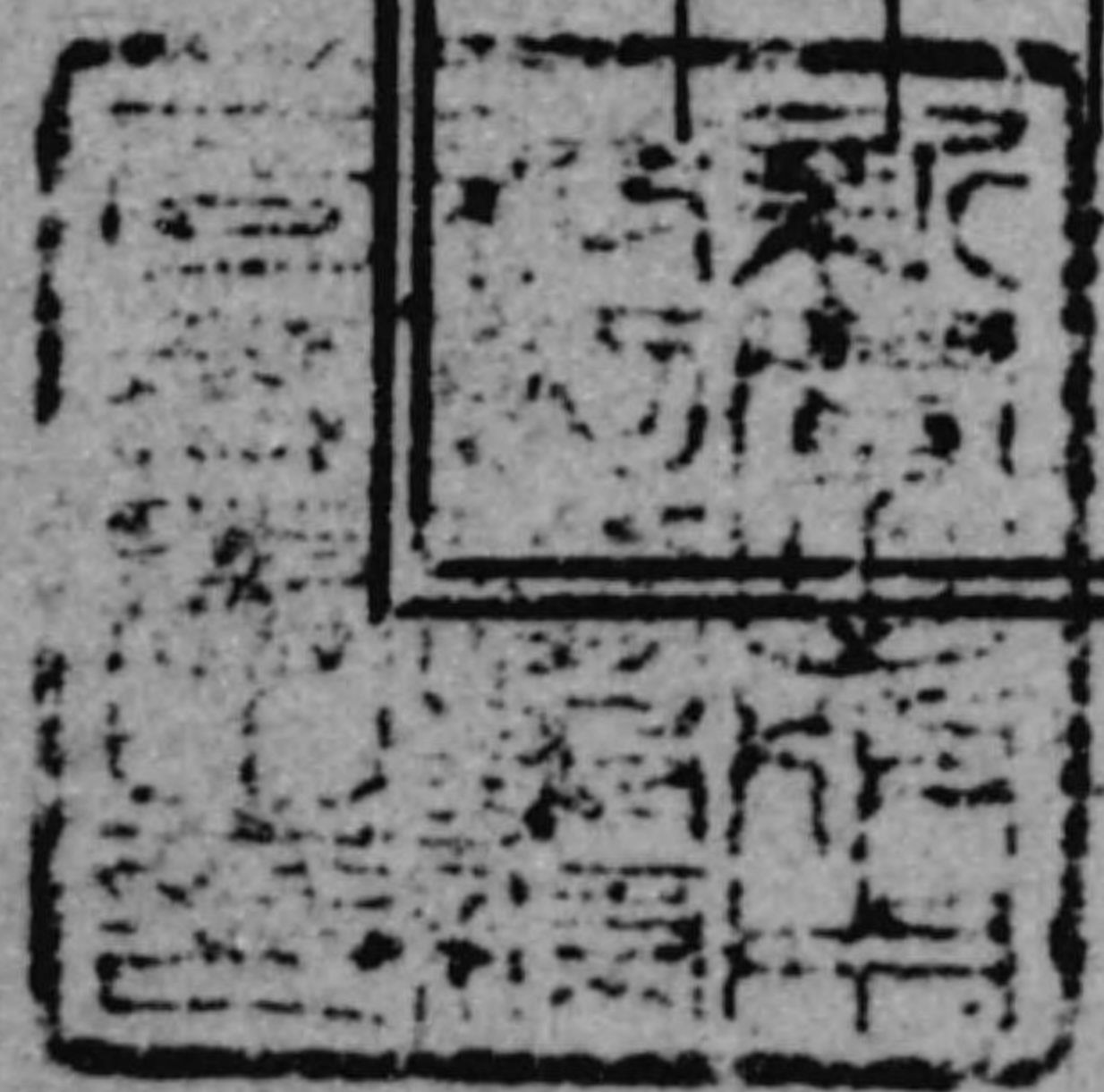
納本

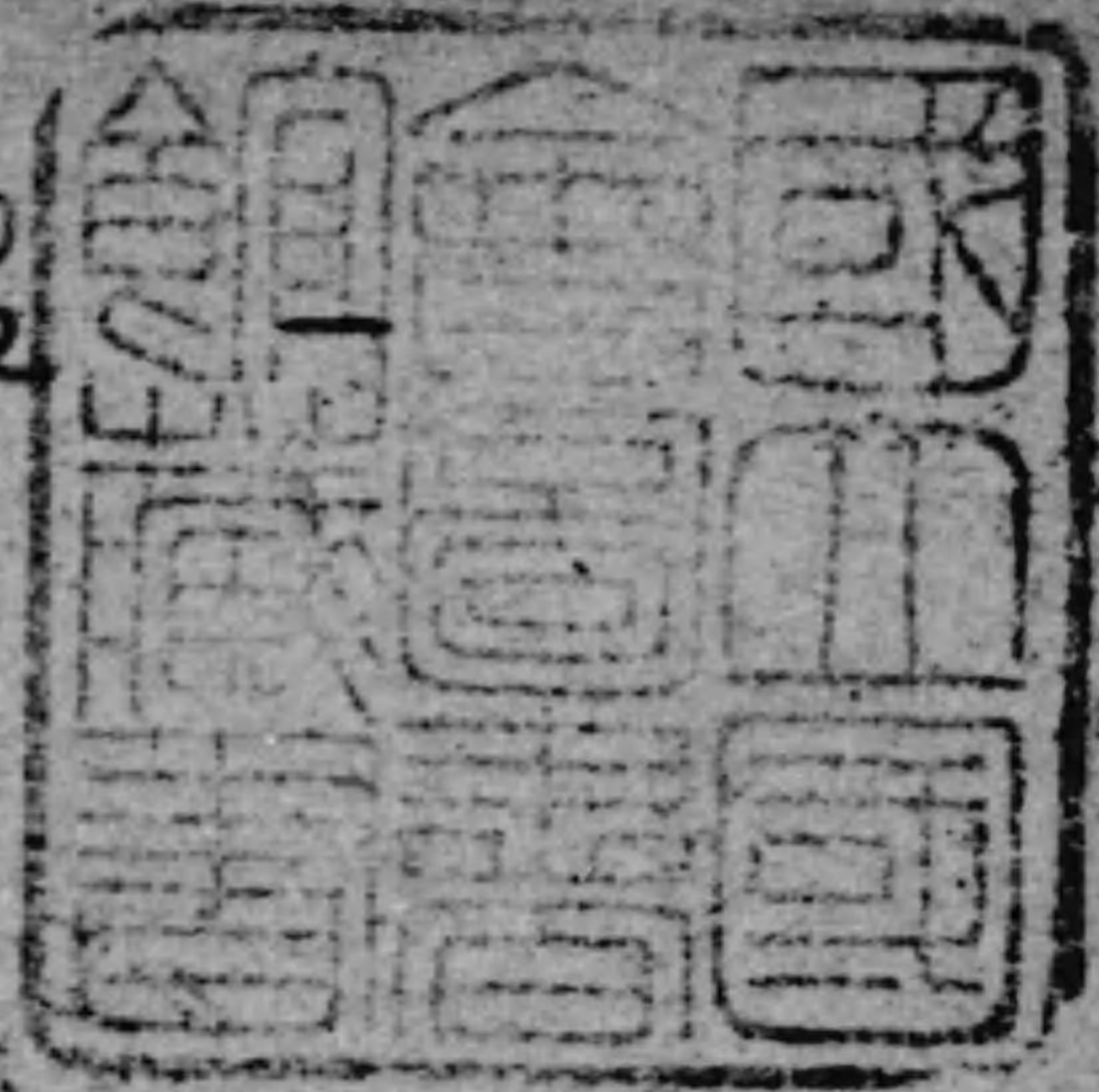
— 民法改正要旨 — 改正條項 —
 — 改正民法條文 — 同 附則 —
 — 整理さるべき關係法律 —

日本法文會編纂

改正民法

民法改正要旨——改正條項
改正民法條文——同 附則
整理さるべき關係法律





324
N6842

内 容

第一 民法改正の要旨……………一

第二 民法一部改正條項……………四

第三 改正民法條文並同附則……………五

第四 民法改正に伴う關係法律の整理に關する法律……………五



542074

第一 民法改正の要旨

民法改正案提出の理由を一言にして申せば日本國憲法の施行に伴うものであるが、之が一部改正の要旨を擧げれば次の通りである。

- 一、民事法全般に通ずる改正として日本國憲法第十
- 三、四條、並第二十四條に基き私權は總べて公共の福祉の爲めに存し(二條一項)、權利の行使及び義務の履行は信義に従ひ誠實にこれを爲すこと(同條二項)並に本法は個人の尊嚴と兩性の本質的平等とを旨として解釋すべきこと(一條ノ二)を定めたこと。
- 二、民法第一編乃至第三編の諸規定に付ては根本的改正は行はれてゐないが、右の三項目の規定によつて其の運用上に相當の實質的變更があるものであり、形式的字句に付ても「戸主」「妻ノ受クベキ夫ノ許可」「家族」の削除、「夫婦間の權利義務の變更」並に「裁判所」を「家事審判所」となす等の改正があつたこと。

三、國民の日常生活と最も緊密の關係ある親族編、相続編の法文が全部口語體によつて明示されたこと。

四、民法第四編親族に於ける主たる改正點

- (1) 家 即ち戸主、家族に關する實情に即せぬ煩雜な諸規定が削除され、従つて「氏」も家の氏でなく各個人の姓となつたこと。
- (2) 婚姻 婚姻の成立は未成年の子の婚姻を除き當事者たる兩性の意思に委せられ(七三七條)、其の年齢も各一歳ずつ引上げ、妻の無能力の制度は廢止せられ、婚姻の効力並に解消につき夫婦平等の原則が規定(七五二條、七五四條)せられたこと。
- (3) 離婚 協議上の離婚に付き改正民法は從來より自由に夫婦お互が別れようと思へば市町村役場に届出さへすれば離婚は成立することにした。然しこれは妻の保護、離婚は去くべきもので且夫萬能の制度であるので參議院は離婚届を役場へ出す前に家事審判所で離婚を認めねば離婚は成立しないことを衆議院へ回付したが遂に否決された。裁判上の離婚の原因を妻のみの姦通とせず、夫婦の一方に不貞な行爲があつた場合等と夫婦間の不平等の規定が削除され(七七〇條)、又財産分與の請求が夫婦間に認められたので妻も離婚により財

産の分與を受け得られるようになったこと。

(4) 親子 養子制度は従来通り認めるが、子の保護養育上認めるのであるから、遺言養子、婿養子は認めず、養子縁組並に離縁(八二一條)につき原則として父母の同意を不要としたこと。

(5) 親権 親権は父母の共同行使を原則とし、又未成年の子のみが親権に服すること(八一八條)とし、従来母のみの管理権の辭任を認めたとを父又は母としたこと。

(6) 親族會 親族會は右改正に伴ひ不必要となり唯後見の監督機關としてのみ残されたこと。

(7) 後見 後見の開始については従来通りであるが子が禁治産の宣告を受けたときの後見人の選任(八四一條)、後見人の辭任(八四四條)、解任(八四五條)並に後見監督人の選任(八四九條)は家事審判所が之をなすことにより、同所の後見事務の監督権を強化し、戸主並に親族會の後見人に關する規定が削除せられたこと。

(8) 扶養 扶養の義務に付いては従來の劃一法定主義を廢し、夫婦相互間、直系血族、兄弟姉妹間、

三親等内の親族間等家庭生活の實情により家事審判所が之を定め又之が變更、取消扶養の方法、程度に至るまで同所がなし得ること、した(八七七條以下)。

五、民法第五編相続に於ける主たる改正點

(1) 相続は遺産相続のみとなし、家及び戸主の制度を廢し長男に全財産を相続せしめるような家督相続は日本國憲法に副はぬものとして之を廢止したこと。

(2) 相続人及相続分 相続の順位及び相続分につき先ず被相続人の配偶者は常に相続人となり得ることとして(八九〇條)妻を保護し直系尊屬、直系尊屬の順位並に直系卑、尊族なきとき或は兄弟姉妹なきときの生存配偶者の遺産相続に重きをおいたこと(九〇〇條)。

尙特筆すべきは系譜、祭典及び墳墓の所有權は相続分より除外し、祖先の祭祀を主宰するものに承継を認め(八九七條)、祖先の祭祀の相続と財産の相続とを分離したこと。

(3) 遺留分 遺留分の制度は近親間の愛情及び遺族

の生活の爲め改正法に於ても存続してゐるが、相続人の中、兄弟姉妹についてのみこの制度を認めないこととし、相続人の遺留分の放棄は相続開始前家事審判所の許可を受けなすこと(一〇四三條)

(4) 遺産の分割 遺産の分割は現物の分割は勿論、之を賣却して金額での分割をも認め(九〇六條)、改正法は均分相続制であるから農業資産の遺産の分割につき種々不便を生ずるが、之が相続については農業資産特例法(同法一九條改正)によつて運用すること。

(5) 相続の承認及び放棄 相続の承認及び其の放棄は家事審判所の管轄に屬したこと(九一五條以下)

(6) 限定承認 相続人數人あるときの限定承認は共同相続人の全員が共同してなすこととし(九二三條)、家事審判所が右相続人の中から財産管理人を選任すること(九二六條)。

(7) 財産の分離、相続人の不存在、遺言に關する事件はすべて家事審判所の管轄としたこと。

六、日本國憲法施行の日から施行された民法の應急措

置に關する法律は昭和二十三年一月一日から其の效力を失ふに付き本書には之を省略したこと。

尙右要旨に付いては法律タイムズ第七號民法改正概説(奥野健一氏)並に法律時報第二〇七號民法と慣習(千種達夫氏)を参照したので其の詳細は兩誌により研究せられ補足せられたい。

第二 民法の一部改正條項

民法の一部を改正する法律をここに公布する。

御名御璽

昭和二十二年十二月二十二日

内閣總理大臣 片山

哲

法律第二百二十二號

民法の一部を次のように改正する。

第一條を第一條ノ三とし、第一編中第一章の前に次の二條を加ふる。

第一條 私權ハ公共ノ福祉ニ違フ權利ノ行使及ヒ義務ノ履行ハ信義ニ從ヒ誠實ニ之ヲ爲スコトヲ要ス

權利ノ濫用ハ之ヲ許サス

第一條ノ二 本法ハ個人ノ尊嚴ト兩性ノ本質的平等トヲ旨トシテ之ヲ解釋スヘシ

第七條中「裁判所」を「家事審判所」に改め、「戸主」を削る。

第十條及び第十二條第二項中「裁判所」を「家事審判所」に改める。

第十四條乃至第十八條 削除

第十九條第二項中「夫又ハ法定代理人ニ對シ」を「法

定代理人ニ對シ其權限内ノ行為ニ付キ」に改め、同項但書を削り、同條第四項中「及ヒ妻」、「又ハ夫ノ許可」、「又ハ妻」及び「又ハ許可」を削る。

第二十五條乃至第三十條及び第三十二條第一項中「裁判所」を「家事審判所」に改める。

第九十七條ノ二第四項中「區裁判所」を「簡易裁判所」に改める。

第二百二十條第二項を削る。

第二百二十四條第三項中「夫又ハ」を削る。

第二百五十九條第二項を削る。

第五百十九條ノ二 夫婦ノ一方カ他ノ一方ニ對シテ有スル權利ニ付テハ婚姻解消ノ時ヨリ六ヶ月内ハ時効完成セス

第七十一條及び第七十二條中「執達吏」を「執行吏」に改める。

第三百八條第二項中「又ハ家族」を削る。

第三百十條中「並ニ家族」を削る。

第四百五十條第一項第三號を削り、同條第二項中「又ハ第三號」を削る。

第四編及び第五編を次のように改める。

第三 改正民法條文

(1) 第一編乃至第三編

現行法

改正法

第一條 私權ハ公共ノ福祉ニ違フ

權利ノ行使及ヒ義務ノ履行ハ信義ニ從ヒ、誠實ニ之ヲ爲スコトヲ要ス

權利ノ濫用ハ之ヲ許サス(新設)

第一條ノ二 本法ハ個人ノ尊嚴ト兩性ノ本質的手段トヲ旨トシテ之ヲ解釋スヘシ(新設)

第一條ノ三 同上

第七條 心神喪失ノ常況ニ在ル者ニ付テハ家事審判所ハ本人、配偶者、四親等内ノ親族、後見人、保佐人又ハ檢事ノ請求ニ因リ禁治産ノ宣告ヲ爲スコトヲ得

家事審判所に改める。

第十四條 削除

第十條及び第十二條第二項中「裁判所」を第十四條 妻カ左ニ掲ケタル行為ヲ爲スニハ夫ノ許可ヲ受クルコトヲ要ス

一 第十二條第一項第一號乃至第六號ニ掲ケタル行為ヲ爲スコト

二 贈與若クハ遺贈ヲ受諾シ又ハ之ヲ拒絕スルコト

三 身體ニ福神ヲ受クヘキ契約ヲ爲スコト

前項ノ規定ニ反スル行爲ハ之ヲ取消スコトヲ得

第十五條 一種又ハ數種ノ營業ヲ許サレタル妻ハ其營業ニ關シテハ獨立人ト同一ノ能力ヲ有ス

第十六條 夫ハ其與ヘタル許可ヲ取消シ又ハ之ヲ制限スルコトヲ得但シ其取消又制限ハ之ヲ以テ善意ノ第三者ニ對抗スルコトヲ得ス

第十七條 左ノ場合ニ於テハ妻ハ夫ノ許可ヲ受クルコトヲ要セス

一 夫ノ生死分明ナラサルトキ

二 夫カ妻ヲ遺棄シタルトキ

三 夫カ禁治産者又ハ準禁治産者ナルトキ

四 夫カ瘋癲ノ爲メ病院又ハ私宅ニ監置セララルトキ

五 夫カ禁錮一年以上ノ刑ニ處セラレ其刑ノ執行中ニ在ルトキ

六 夫婦ノ利益相反スルトキ

第十八條 夫カ未成年者ナルトキハ第四條ノ規定ニ依ルニ非サレハ妻ノ行爲ヲ許可スルコトヲ得ス

第十五條 削除

第十六條 削除

第十七條 削除

第十八條 削除

第十九條 無能力者ノ相手方ハ其無能力者カ能力者ト爲リタル後之ニ對シテ一ヶ月以上ノ期間内ニ其取消シ得ヘキ行爲ヲ追認スルヤ否ヤヲ確答スヘキ旨ヲ催告スルコトヲ得若シ無能力者カ其期間内ニ確答ヲ發セサルトキハ其行爲ヲ追認シタルモノト看做ス

無能力者カ未タ能力者トナラサル時ニ於テ夫又ハ法定代理人ニ對シ前項ノ催告ヲ爲スモ其期間内ニ確答ヲ發セサルトキ亦同シ但シ法定代理人ニ對シテハ其權限内ノ行爲ニ付テノミ此催告ヲ爲スコトヲ得

特別ノ方式ヲ要スル行爲ニ付テハ右ノ期間内ニ其方式ヲ踐ミタル通知ヲ發セサルトキハ之ヲ取消シタルモノト看做ス

準禁治産者及ヒ妻ニ對シテハ第一項ノ期間内ニ保佐人ノ同意又ハ夫ノ許可ヲ得テ其行爲ヲ追認スヘキ旨ヲ催告スルコトヲ得若シ準禁治産者又ハ妻カ其期間内ニ右ノ同意又ハ許可ヲ得タル通知ヲ發セサルトキハ之ヲ取消シタルモノト看做ス

第二十五條乃至第三十條及び第三十二條第一項中「裁判所」を

第二十二條 取消シ得ヘキ行爲ハ無能力者若クハ瑕疵アル意思表示ヲ爲シタル者、其代理人又ハ承継人ニ

第十九條 無能力者ノ相手方ハ其無能力者カ能力者ト爲リタル後之ニ對シテ一ヶ月以上ノ期間内ニ其取消シ得ヘキ行爲ヲ追認スルヤ否ヤヲ確答スヘキ旨ヲ催告スルコトヲ得若シ無能力者カ其期間内ニ確答ヲ發セサルトキハ其行爲ヲ追認シタルモノト看做ス

無能力者カ未タ能力者トナラサル時ニ於テ法定代理人ニ對シ其ノ權限内ノ行爲ニ付前項ノ催告ヲ爲スモ其期間内ニ確答ヲ發セサルトキ亦同シ

特別ノ方式ヲ要スル行爲ニ付テハ右ノ期間内ニ其方式ヲ踐ミタル通知ヲ發セサルトキハ之ヲ取消シタルモノト看做ス

準禁治産者ニ對シテハ第一項ノ期間内ニ保佐人ノ同意ヲ得テ其行爲ヲ追認スヘキ旨ヲ催告スルコトヲ得若シ準禁治産者カ其期間内ニ右ノ同意ヲ得タル通知ヲ發セサルトキハ之ヲ取消シタルモノト看做ス

「簡易裁判所」に改める。

限リ之ヲ取消スコトヲ得

妻カ爲シタル行爲ハ夫モ亦之ヲ取消スコトヲ得

第二百二十四條 追認ハ取消ノ原因タル情況ノ止ミタル

後之ヲ爲スニ非サレハ其效ナシ

第百二十九條 無能力者カ其財産ヲ管理スル父、母又

ハ後見人ニ對シテ有スル權利ニ付テハ其者カ能力者

ト爲リ又ハ後任ノ法定代理人カ就職シタル時ヨリ六

ケ月内ハ時効完成セス

妻カ夫ニ對シテ有スル權利ニ付テハ婚姻解消ノ時ヨ

リ六ケ月内亦同シ

前二項ノ規定ハ夫又ハ法定代理人ノ追認ヲ爲ス場合

ニハ之ヲ適用セス

第二百七十一條及び第二百七十二條中「執達吏」を

同第二項削除

同上第三項中「夫又ハ」を削る。

第百五十九條ノ二 夫婦ノ一方カ他ノ一方ニ對シテ有

スル權利ニ付テハ婚姻解消ノ時ヨリ六ケ月内ハ時効

完成セス(新設)

「執行吏」に改める。

第三百八條第二項中「又ハ家族」を削る。

第三百十條中「並ニ家族」を削る。

第四百五十條 債務者カ保證人ヲ立ツル義務ヲ負フ場

合ニ於テハ其保證人ハ左ノ條件ヲ具備スル者タルコ

トヲ要ス

一 能力者タルコト

二 辨濟ノ資力ヲ有スルコト

三 債務ノ履行地ヲ管轄スル控訴院ノ管轄内ニ住

所ヲ有シ又ハ假住所ヲ定メタルコト

保證人カ前項第二號又ハ第三號ノ條件ヲ缺クニ至リ

タルトキハ債權者ハ前項ノ條件ヲ具備スル者ヲ以テ

之ニ代フルコトヲ請求スルコトヲ得

前二項ノ規定ハ債權者カ保證人ヲ指名シタル場合ニ

ハ之ヲ適用セス

同上第一項第三號削る。

同上第二項中「又ハ第三號」削る。

同上第二項削除

同上第三項中「夫又ハ」を削る。

同上第二項削除

第百五十九條ノ二 夫婦ノ一方カ他ノ一方ニ對シテ有
スル權利ニ付テハ婚姻解消ノ時ヨリ六ケ月内ハ時効
完成セス(新設)
「執行吏」に改める。
第三百八條第二項中「又ハ家族」を削る。
第三百十條中「並ニ家族」を削る。

(ロ) 第四編及び第五編を次のように改める

第四編 親族……………二二

第一章 總則……………二二

第二章 婚姻……………二二

第一節 婚姻の成立……………二二

第一款 婚姻の要件……………二二

第二款 婚姻の無効及び取消……………二二

第二節 婚姻の効力……………二三

第三節 夫婦財産制……………二四

第一款 總則……………二四

第二款 法定財産制……………二五

第四節 離婚……………二五

第一款 協議上の離婚……………二五

第二款 裁判上の離婚……………二六

第三章 親子……………二六

第一節 實子……………二六

第二節 養子……………二八

第一款 縁組の要件……………二〇

第二款 縁組の無効及び取消……………二〇

第三款 縁組の効力……………二〇

第四款 離縁……………二〇

第四章 親權……………二〇

第一節 總則……………二〇

第二節 親權の効力……………二二

第三節 親權の喪失……………二三

第五章 後見……………二三

第一節 後見の開始……………二三

第二節 後見の機關……………二三

第一款 後見人……………二三

第二款 後見監督人……………二三

第三節 後見の事務……………二三

第四節 後見の終了……………二七

第六章 扶養……………二七

第五編 相続……………二七

第一章 總則……………二七

第二章 相続人……………二八

第三章 相続の効力……………二八

第一節 總則……………三〇

第二節 相続分……………三二

第三節 遺産の分割……………三二

第四章 相続の承認及び放棄……………三三

第一節 總則……………三三

第二節 承認……………三三

第一款 單純承認……………三三

第二款 限定承認……………三三

第三節 放棄……………三六

第五章 財産の分離……………三六

第六章 相続人の不存在……………三六

第七章 遺言……………三六

第一節 總則……………三六

第二節 遺言の方式……………三六

第一款 普通の方式……………三六

第二款 特別の方式……………三六

第三節 遺言の効力……………三六

第四節 遺言の執行……………三六

第五節 遺言の取消……………三六

第八章 遺留分……………三六

第四編 親族

第一章 總則

第七百二十五條 左に掲げる者は、これを親族とする。

- 一 六親等内の血族
- 二 配偶者
- 三 三親等内の姻族

第七百二十六條 親等は、親族間の世数を數えて、これを定める。

傍系親族の親等を定めるには、その一人又はその配偶者から同一の始祖にさかのほり、その始祖から他の一人に下るまでの世數による。

第七百二十七條 養子と養親及びその血族との間においては、養子縁組の日から、血族間におけると同一の親族關係を生ずる。

第七百二十八條 姻族關係は、離婚によつて終了する。夫婦の一方が死亡した場合において、生存配偶者が姻族關係を終了させる意思を表示したときも、前項と同様である。

第七百二十九條 養子、その配偶者、直系卑屬及びその配偶者と養親及びその血族との親族關係は、離婚によつて終了する。

第七百三十條 直系血族及び同居の親族は、互に扶け合わなければならない。

第二章 婚姻

第一節 婚姻の成立

第七百三十一條 男は満十八歳に、女は満十六歳にならなければ、婚姻をすることができない。

第七百三十二條 配偶者のある者は、重ねて婚姻をすることができない。

第七百三十三條 女は、前婚の解消又は取消の日から六箇月を経過した後でなければ、再婚をすることができない。

女が前婚の解消又は取消の前から懐胎していた場合には、その出産の日から、前項の規定を適用しない。

第七百三十四條 直系血族又は三親等内の傍系血族の間では、婚姻をすることができない。但し、養子と養方の傍系血族との間では、この限りでない。

第七百三十五條 直系姻族の間では、婚姻をすることができない。第七百二十八條の規定によつて姻族關係が終了した後も、同様である。

第七百三十六條 養子、その配偶者、直系卑屬又はその配偶者と養親又はその直系尊屬との間では、第七百二十九條の規定によつて親族關係が終了した後でも、婚姻をすることができない。

第七百三十七條 未成年の子が婚姻をするには、父母の同意を得なければならない。

父母の一方が同意しないときは、他の一方の同意だけで足りる。父母の一方が知れないとき、死亡したとき、又はその意思を表示することができないときも同様である。

第七百三十八條 禁治産者が婚姻するには、その後見人の同意を要しない。

第七百三十九條 婚姻は、戸籍法の定めるところによりこれを届け出ることによつて、その效力を生ずる。前項の届出は、當事者双方及び成年の證人二人以上から、口頭又は署名した書面で、これをしなければならぬ。

第七百四十條 婚姻の届出は、その婚姻が第七百三十一條乃至第七百三十三條及び前條第二項の規定その他の法令に違反しないことを認められた後でなければ、これを受理することができない。

第七百四十一條 外國に在る日本人間で婚姻しようとするときは、その國に駐在する日本の大使、公使又は領事にその届出をすることが出来る。この場合には、前二條の規定を準用する。

第二款 婚姻の無効及び取消
第七百四十二條 婚姻は、左の場合に限り、無効とする。

一 人違ふ他の事由によつて當事者間に婚姻をすることを意思がないとき。

二 當事者が婚姻の届出をしないとき。但し、その届出が第七百三十九條第二項に掲げる條件を缺くだけであるときは、婚姻は、これがために、その效力を妨げられることがない。

第七百四十三條 婚姻は、第七百四十四條乃至第七百四十七條の規定によらなければ、これを取消することができない。

第七百四十四條 第七百三十一條乃至第七百三十六條の規定に違反した婚姻は、各當事者、その親族又は檢察官から、その取消を裁判所に請求することが出来る。但し、檢察官は當事者の一方が死亡した後は、これを請求することができない。

第七百三十二條又は第七百三十三條の規定に違反した婚姻については、當事者の配偶者又は前配偶者も、その取消を請求することができる。

第七百四十五條 第七百三十一條の規定に違反した婚姻は、不適齡者が適齡に達したときは、その取消を請求することができない。

不適齡者は、適齡に達した後、なお三箇月間は、その婚姻の取消を請求することが出来る。但し、適齡に達した後、追認をしたときは、この限りでない。

第七百四十六條 第七百三十三條の規定に違反した婚姻は、前婚の解消若しくは取消の日から六箇月を経過し、又は女が再婚後に懐胎したときは、その取消を請求することができない。

第七百四十七條 詐欺又は強迫によつて婚姻をした者は、その婚姻の取消を裁判所に請求することが出来る。

前項の取消権は、當事者が、詐欺を發見し、若しくは強迫を免かれた後三箇月を経過し、又は追認をしたときは、消滅する。

第七百四十八條 婚姻の取消は、その效力を既往に及ぼさない。

婚姻の當時その取消の原因があることを知らなかつた當事者が、婚姻によつて財産を得たときは、現に利益を受ける限度においてその返還をしなければならぬ。

婚姻の當時その取消の原因があることを知つていた當事者は、婚姻によつて得た利益の全部を返還しなければならぬ。なお、相手方が善意であつたときは、これに對して損害を賠償する責に任ずる。

第七百四十九條 第七百六十六條乃至第七百六十九條の規定は、婚姻の取消につきこれを準用する。

第二節 婚姻の效力
第七百五十條 夫婦は、婚姻の際に定めるところに従い、夫又は妻の氏を稱する。

第七百五十一條 夫婦の一方が死亡したときは、生存配偶者は、婚姻前の氏に復することが出来る。

第七百六十九條の規定は前項及び第七百二十八條第二項の場合にこれを準用する。

第七百五十二條 夫婦は同居し、互に協力し扶助しなければならぬ。

第七百五十四條 夫婦間で契約をしたときは、その契約は、婚姻中、何時でも、夫婦の一方からこれを取り消すことができる。但し、第三者の権利を害することができない。

第三節 夫婦財産制

第一款 總則

第七百五十五條 夫婦が、婚姻の届出前に、その財産について別段の契約をしなかつたときは、その財産関係は、次の款に定めるところによる。

第七百五十六條 夫婦が法定財産制と異なる契約をしたときは、婚姻の届出までにその登記をしなければ、これを夫婦の承継人及び第三者に對抗することができない。

第七百五十七條 外國人が、夫の本國の法定財産制と異なる契約をした場合において、婚姻の後、日本の國籍を取得し、又は日本に住所を定めるときは、一年以内にその契約を登記しなければ、日本においては、これを夫婦の承継人及び第三者に對抗することができない。

第七百五十八條 夫婦の財産関係は、婚姻届出の後、これを變更することができない。

夫婦の一方が、他の一方の財産を管理する場合において、管理が失當であつたことによつてその財産を危うくしたときは、他の一方は、自らその管理をすることを家事審判所に請求することができる。

共有財産については、前項の請求とともにその分割を請求することができる。

第七百五十九條 前條の規定又は契約の結果によつて、管理者を變更し、又は共有財産の分割をしたときは、その登記をしなければ、これを夫婦の承継人及び第三者に對抗することができない。

第二款 法定財産制

第七百六十條 夫婦は、その資産、収入その他一切の事情を考慮して、婚姻から生ずる費用を分擔する。

第七百六十一條 夫婦の一方が日常の家事に關して第三者と法律行為をしたときは、他の一方は、これによつて生じた債務について連帶してその責に任ずる。但し、第三者に對し責に任じない旨を豫告した場合は、この限りでない。

第七百六十二條 夫婦の一方が婚姻前から有する財産及び婚姻中自己の名で得た財産は、その特有財産とする。

夫婦のいずれに屬するか明かでない財産は、その共有に屬するものと推定する。

第四節 離婚

第一款 協議上の離婚

第七百六十三條 夫婦は、その協議で、離婚をすることができ。

第七百六十四條 第七百三十八條、第七百三十九條及び第七百四十七條の規定は、協議上の離婚にこれを準用する。

第七百六十五條 離婚の届出は、その離婚が第七百三十九條第二項及び第八百十九條第一項の規定その他の法令に違反しないことを認められた後でなければ、これを受理することができない。

離婚の届出が前項の規定に違反して受理されたときでも、離婚は、これがために、その效力を妨げられることがない。

第七百六十六條 父母が協議上の離婚をするときは、子の監護をすべき者その他監護について必要な事項は、その協議でこれを定める。協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、家事審判所

が、これを定める。

子の利益のため必要があると認めるときは、家事審判所は、子の監護をすべき者を變更し、その他監護について相當な處分を命ずることができ。

前二項の規定は、監護の範圍外では、父母の權利義務に變更を生ずることがない。

第七百六十七條 婚姻によつて氏を改めた夫又は妻は、協議上の離婚によつて婚姻前の氏に復する。

第七百六十八條 協議上の離婚をした者の一方は、相手方に對して財産の分與を請求することができる。

前項の規定による財産の分與について、當事者間に協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、當事者は、家事審判所に對して協議に代わる處分を請求することができる。但し、離婚の時から二年を経過したときは、この限りでない。

前項の場合には、家事審判所は、當事者双方がその協力によつて得た財産の額その他一切の事情を考慮して、分與をさせるべきかどうか並びに分與の額及び方法を定める。

第七百六十九條 婚姻によつて氏を改めた夫又は妻

が、第八百九十七條第一項の權利を承継した後、協議上の離婚をしたときは、當事者その他の關係人の協議で、その權利を承継すべき者を定めなければならない。

前項の協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、前項の權利を承継すべき者は、家事審判所がこれを定める。

第二款 裁判上の離婚

第七百七十條 夫婦の一方は、左の場合に限り離婚の訴を提起することができる。

- 一 配偶者に不貞な行爲があつたとき。
- 二 配偶者から悪意で遺棄されたとき。
- 三 配偶者の生死が三年以上明かでないとき。
- 四 配偶者が強度の精神病にかかり、回復の見込がないとき。
- 五 その他婚姻を繼續し難い重大な事由があるとき。

裁判所は、前項第一號乃至第四號の事由があるときでも、一切の事情を考慮して婚姻の繼續を相當と認めるときは、離婚の請求を棄却することができる。

第七百七十一條 第七百六十六條乃至第七百六十九條

の規定は裁判上の離婚にこれを準用する。

第三章 親子

第一節 實子

第七百七十二條 妻が婚姻中に懐胎した子は、夫の子と推定する。

婚姻成立の日から二百日後又は婚姻の解消若しくは取消の日から三百日以内に生まれた子は、婚姻中に懐胎したものと推定する。

第七百七十三條 第七百三十三條第一項の規定に違反して再婚をした女が出産した場合において、前條の規定によつてその子の父を定めることができないときは、裁判所がこれを定める。

第七百七十四條 第七百七十二條の場合において、夫は、子が嫡出であることを否認することができる。

第七百七十五條 前條の否認權は、子又は親權を行う母に對する訴によつてこれを行う。親權を行う母がないときは、家事審判所は、特別代理人を選任しなければならない。

第七百七十六條 夫が、子の出生後において、その嫡出であることを承認したときは、その否認權を失う。

第七百七十七條 否認の訴は、夫が子の出生を知つた

時から一年以内にこれを提起しなければならない。

第七百七十八條 夫が禁治産者であるときは、前條の期間は、禁治産の取消があつた後夫が子の出生を知つた時から、これを起算する。

第七百七十九條 嫡出でない子は、その父又は母がこれを認知することができる。

第七百八十條 認知するには父又は母が無能力者であるときでも、その法定代理人の同意を要しない。

第七百八十一條 認知は、戸籍法の定めるところにより届け出ることによつてこれをする。認知は、遺言によつても、これをする事ができる。

第七百八十二條 成年の子は、その承諾がなければ、これを認知することができない。

第七百八十三條 父は、胎内に在る子でも、これを認知することができる。この場合には、母の承諾を得なければならない。

父又は母は、死亡した子でも、その直系卑屬があるときに限り、これを認知することができる。この場合において、その直系卑屬が成年者であるときは、その承諾を得なければならない。

第七百八十四條 認知は、出生の時にさかのほつてその效力を生ずる。但し第三者が既に取得した權利を害することができない。

第七百八十五條 認知をした父又は母は、その認知を取り消すことができない。

第七百八十六條 子その他の利害關係人は、認知に對して反對の事實を主張することができる。

第七百八十七條 子、その直系卑屬又はこれらの者の法定代理人は、認知の訴を提起することができる。但し、父又は母の死亡の日から三年を経過したときは、この限りでない。

第七百八十八條 第七百六十六條の規定は、父が認知をする場合にこれを準用する。

第七百八十九條 父が認知した子は、その父母の婚姻によつて嫡出子たる身分を取得する。

婚姻中父母が認知した子は、その認知の時から、嫡出子たる身分を取得する。

前二項の規定は、子が既に死亡した場合にこれを準用する。

第七百九十條 嫡出である子は、父母の氏を稱する。但し、子の出生前に父母が離婚したときは、離婚の

際における父母の氏を稱する。

嫡出でない子は、母の氏を稱する。

第七百九十一條 子が父又は母と氏を異にする場合には、子は、家事審判所の許可を得て、その父又は母の氏を稱することができる。

子が十五歳未満であるときは、その法定代理人が、これに代わつて、前項の行爲をすることが出来る。前二項の規定によつて氏を改めた未成年の子は、成年に達した時から一年以内に従前の氏に復することが出来る。

第二節 養子

第一款 縁組の要件

第七百九十二條 成年に達した者は、養子をする事が出来る。

第七百九十三條 尊属又は年長者は、これを養子とすることが出来ない。

第七百九十四條 後見人が被後見人を養子とするには、家事審判所の許可を得なければならぬ。後見人の任務が終了した後、まだ管理の計算が終わらない間も、同様である。

第七百九十五條 配偶者のある者は、その配偶者とも

にしなければ、縁組をすることが出来ない。但し、夫婦の一方が他の一方の子を養子とする場合は、この限りでない。

第七百九十六條 前條の場合において、夫婦の一方がその意思を表示することが出来ないときは、他の一方は、双方の名義で、縁組をすることが出来る。

第七百九十七條 養子となる者が十五歳未満であるときは、その法定代理人が、これに代わつて、縁組の承諾をすることが出来る。

第七百九十八條 未成年者を養子とするには、家事審判所の許可を得なければならぬ。但し、自己又は配偶者の直系卑属を養子とする場合は、この限りでない。

第七百九十九條 第七百三十八條及び第七百三十九條の規定は、縁組にこれを準用する。

第八百條 縁組の届出は、その縁組が第七百九十二條乃至前條の規定その他の法令に違反しないことを認められた後でなければ、これを受理することが出来ない。**第八百一條** 外國に在る日本人間で縁組をしようとするときは、その國に駐在する日本の大使、公使又は領事にその届出をすることが出来る。この場合には、

第七百三十九條 及び前條の規定を準用する。

第二款 縁組の無効及び取消

第八百三條 縁組は、左の場合に限り、無効とする。
一 人違その他の事由によつて當事者間に縁組をする意思がないとき。

二 當事者が縁組の届出をしないとき。但し、その届出が第七百三十九條第二項に掲げる條件を缺くだけであるときは、縁組は、これがために、その效力を妨げられることがない。

第八百三條 縁組は、第八百四條乃至第八百八條の規定によらなければ、これを取り消すことが出来ない。

第八百四條 第七百九十二條の規定に違反した縁組は、養親又はその法定代理人から、その取消を裁判所に請求することが出来る。但し、養親が、成年に達した後六箇月を経過し、又は追認をしたときは、この限りでない。

第八百五條 第七百九十三條の規定に違反した縁組は、各當事者又はその親族から、その取消を裁判所に請求することが出来る。

第八百六條 第七百九十四條の規定に違反した縁組は、養子又はその實方の親族から、その取消を裁判

所に請求することが出来る。但し、管理の計算が終わつた後、養子が追認をし、又は六箇月を経過したときは、この限りでない。

追認は、養子が、成年に達し、又は能力を回復した後、これをしなければ、その效力がない。

養子が、成年に達せず、又は能力を回復しない間に、管理の計算が終わつた場合には、第一項但書の期間は、養子が、成年に達し、又は能力を回復した時から、これを起算する。

第八百七條 第七百九十八條の規定に違反した縁組は、養子、その實方の親族又は養子に代わつて縁組の承諾をした者から、その取消を裁判所に請求することが出来る。但し、養子が、成年に達した後六月を経過し、又は追認をしたときは、この限りでない。**第八百八條** 第七百四十七條及び第七百四十八條の規定は、縁組にこれを應用する。但し、第七百四十七條第二項の期間は、これを六箇月とする。

第七百六十九條 及び**第八百十六條**の規定は、縁組の取消にこれを準用する。

第三款 縁組の效力

第八百九條 養子は、縁組の日から、養親の嫡出子た

る身分を取得する。

第八百十條 養子は、養親の氏を稱する。

第四款 離縁

第八百十一條 縁組の當事者は、その協調で、離縁をすることができる。

養子が十五歳未満であるときは、その離縁は、養親と養子に代わつて縁組の承諾をする権利を有する者との協議でこれをする。

養親が死亡した後に養子が離縁をしようとするときは、家事審判所の許可を得て、これをする事ができる。

第八百十二條 第七百三十八條、第七百三十九條、第七百四十七條及び第八百八條第一項但書の規定は、協議上の離縁にこれを準用する。

第八百十三條 離縁の届出は、その離縁が第七百三十九條第二項及び第八百十一條の規定その他の法令に違反しないことを認められた後でなければ、これを受理することができない。

離縁の届出が前項の規定に違反して受理されたときでも、離縁はこれがために、その效力を妨げられることがない。

第八百十四條 縁組の當事者の一方は、左の場合に限り、離縁の訴を提起することができる。

- 一 他の一方から悪意で遺棄されたとき。
- 二 養子の生死が三年以上明かでないとき。
- 三 その他縁組を繼續し難い重大な事由があるとき。

第七百七十條第二項の規定は、前項第一號及び第二號の場合にこれを準用する。

第八百十五條 養子が満十五歳に達しない間は、その縁組につき承諾権を有する者から、離縁の訴を提起することができない。

第八百十六條 養子は、離縁によつて縁組前の氏に復する。

第八百十七條 第七百六十九條の規定は、離縁にこれを準用する。

第四章 親権

第一節 總則

第八百十八條 成年に達しない子は、父母の親権に服する。

子が養子であるときは、養親の親権に服する。親権は、父母の婚姻中は、父母が共同してこれを

行う。但し、父母の一方が親権を行うことができないときは他の一方がこれを行う。

第八百十九條 父母が協議上の離婚をするときは、その協議で、その一方を親権者と定めなければならない。

裁判上の離婚の場合には、裁判所は、父母の一方を親権者と定める。

子の出生前に父母が離婚した場合には、親権は、母がこれを行う。但し、子の出生後に、父母の協議で、父を親権者と定めることができる。

父が認知した子に対する親権は、父母の協議で父を親権者と定めるときに限り、父がこれを行う。

第一項、第三項又は前項の協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、家事審判所は、父又は母の請求によつて、協議に代わる審判をすることができる。

子の利益のため必要があると認めるときは、家事審判所は、子の親族の請求によつて、親権者を他の一方に変更することができる。

第二節 親権の效力

第八百二十條 親権を行う者は、子の監護及び教育を

する権利を有し、義務を負う。

第八百二十一條 子は、親権を行う者が指定した場所に、その居所を定めなければならない。

第八百二十二條 親権を行う者は、必要な範囲内で自らその子を懲戒し、又は家事審判所の許可を得てこれを懲戒場に入れることができる。

子を懲戒場に入れる期間は、六箇月以下の範囲内で、家事審判所がこれを定める。但し、この期間は、親権を行う者の請求によつて、何時でも、これを短縮することができる。

第八百二十三條 子は、親権を行う者の許可を得なければ、職業を営むことができない。

親権を行う者は、第六條第二項の場合には、前項の許可を取消し、又はこれを制限することができる。

第八百二十四條 親権を行う者は、子の財産を管理し、又、その財産に関する法律行為についてその子を代表する。但し、その子の行為を目的とする債務を生ずべき場合には、本人の同意を得なければならない。

第八百二十五條 父母が共同して親権を行う場合において、父母の一方が、共同の名義で、子に代わつて

法律行為をし、又は子のこれをする事に同意したときは、その行為は、他の一方の意思に反したときでも、これがために、その效力を妨げられることがない。但し、相手方が悪意であつたときは、その限りでない。

第八百二十六條 親権を行う父又は母とその子と利益が相反する行為については、親権を行う者は、その子のために特別代理人を選任することを家事審判所に請求しなければならない。

親権を行う者が数人の子に對して親権を行う場合において、その一方のために、前項の規定を準用する。

第八百二十七條 親権を行う者は、自己のためにすると同一の注意を以て、その管理権を行わなければならない。

第八百二十八條 子が成年に達したときは、親権を行つた者は遡及なくその管理の計算をしなければならぬ。但し、その子の養育及び財産の管理の費用は、その子の財産の収益とこれを相殺したものとみなす。

第八百二十九條 前條但書の規定は、無償で子に財産

を與える第三者が反對の意思を表示したときは、その財産については、これを適用しない。

第八百三十條 無償で子に財産を與える第三者が、親権を行う父又は母にこれを管理させない意思を喪失したときは、その財産は、父又は母の管理に屬しないものとする。

前項の財産につき父母が共に管理権を有しない場合において、第三者が管理者を指定しなかつたときは、家事審判所は、子、その親族又は檢察官の請求によつて、その管理者を選任する。

第三者が管理者を指定したときでも、その管理者の権限が消滅し、又はこれを改任する必要がある場合において、第三者が更に管理者を指定しないときも、前項と同様である。

第二十七條乃至第二十九條の規定は、前二項の場合にこれを準用する。

第八百三十一條 第六百五十四條及び第六百五十五條の規定は、親権を行う者が子の財産を管理する場合及び前條の場合にこれを準用する。

第八百三十二條 親権を行つた者とその子との間に財産の管理について生じた債権は、その管理権が消滅

した時から五年間これを行わないときは、時効によつて消滅する。

子がまだ成年に達しない間に管理権が消滅した場合において子に法定代理人がないときは、前項の期間は、その子が成年に達し、又は後任の法定代理人が就職した時から、これを起算する。

第八百三十三條 親権を行う者は、その親権に服する子に代わつて親権を行う。

第三節 親権の喪失

第八百三十四條 父又は母が、親権を濫用し、又は著しく不行跡であるときは、家事審判所は、子の親族又は檢察官の請求によつて、その親権の喪失を宣告することができる。

第八百三十五條 親権を行う父又は母が、管理が失當であつたことによつてその子の財産を危うくしたときは家事審判所は子の親族又は檢察官の請求によつて、その管理権の喪失を宣告することができる。

第八百三十六條 前二條に定める原因が止んだときは、家事審判所は、本人又はその親族の請求によつて、失権の宣告を取り消すことができる。

第八百三十七條 親権を行う父又は母は、やむを得な

い事由があるときは、家事審判所の許可を得て、親権又は管理権を辭することが出来る。

前項の事由が止んだときは、父又は母は、家事審判所の許可を得て、親権又は管理権を回復することが出来る。

第五章 後見

第一節 後見の開始

第八百三十八條 後見は、左の場合に開始する。

- 一 未成年者に對して親権を行う者がいないとき、又は親権を行う者が管理権を有しないとき。
- 二 禁治産の宣告があつたとき。

第二節 後見の機關

第一款 後見人

第八百三十九條 未成年者に對して最後に親権を行う者は、遺言で、後見人を指定することができる。但し、管理権を有しない者は、この限りでない。

親権を行う父母の一方が管理権を有しないときは、他の一方は、前項の規定によつて後見人の指定をすることができる。

第八百四十條 夫婦の一方が禁治産の宣告を受けたときは、他の一方は、その後見人となる。

第八百四十一條 前二條の規定によつて後見人となるべき者がなくときは、家事審判所は被後見人の親族その他の利害關係人の請求によつて、後見人を選任する後見人が缺けたときも、同様である。

第八百四十二條 父若しくは母が親権若しくは管理権を辭し、後見人がその任務を辭し、又は父若しくは母が親権を失つたことによつて後見人を選任する必要が生じたときは、その父、母又は後見人は、遲滞なく後見人の選任を家事審判所に請求しなければならない。

第八百四十三條 後見人は、一人でなければならぬ。第八百四十四條 後見人は、正當な事由があるときは、家事審判所の許可を得て、その任務を辭することが出来る。

第八百四十五條 後見人に不正な行爲、著しい不行跡その他後見の任務に適しない事由があるときは、家事審判所は、後見監督人又は被後見人の親族の請求によつて、これを解任することが出来る。

第八百四十六條 左に掲げる者は、後見人となることが出来ない。
一 未成年者

第八百五十一條 後見監督人の職務は、左の通りである。

- 一 後見人の事務を監督すること。
- 二 後見人が缺けた場合に、遲滞なくその選任を家事審判所に請求すること。
- 三 急迫の事情がある場合に、必要な處分をすること。
- 四 後見人又はその代表する者と被後見人との利益が相反する行爲について被後見人を代表すること。

第八百五十二條 第六百四十四條及び第八百四十四條乃至第八百四十六條の規定は、後見監督人にこれを準用する。

第三節 後見の事務

第八百五十三條 後見人は、遲滞なく被後見人の財産の調査に着手し、一箇月以内に、その調査を終わり、且つ、その目録を調製しなければならぬ。但し、この期間は、家事審判所において、これを伸長することが出来る。

財産の調査及びその目録の調製は、後見監督人があるときは、その立會を以てこれをしなければ、そ

- 二 禁治産者及び準禁治産者
- 三 家事審判所で免ぜられた法定代理人又は保佐人
- 四 破産者
- 五 被後見人に對して訴訟をし、又はした者及びその配偶者並びに直系血族
- 六 行方の知れない者

第八百四十七條 第八百四十條乃至前條の規定は、保佐人にこれを準用する。

保佐人又はその代表する者と準禁治産者との利益が相反する行爲については、保佐人は、臨時保佐人の選任を家事審判所に請求しなければならない。

第二款 後見監督人

第八百四十八條 後見人を指定することが出来る者は、遺言で、後見監督人を指定することが出来る。

第八百四十九條 前條の規定によつて指定した後見監督人がない場合において必要があると認めるときは、家事審判所は、被後見人の親族又は後見人の請求によつて、後見監督人を選任することが出来る。

後見監督人の缺けた場合も、同様である。
第八百五十條 後見人の配偶者、直系血族及び兄弟姉妹は、後見監督人となることが出来ない。

の効力がない。

第八百五十四條 後見人は、目録の調製が終わるまでは、急迫の必要がある行爲のみをする権限を有する。但し、これを善意の第三者に對抗することが出来ない。

第八百五十五條 後見人が、被後見人に對し、債権を有し、又は債務を負う場合において、後見監督人があるときは、財産の調査に着手する前に、これを後見監督人に申し出なければならぬ。

後見人が、被後見人に對し債権を有することを知つてこれを申し出ないときは、その債権を失う。

第八百五十六條 前三條の規定は、後見人が就職した後被後見人が包括財産を取得した場合にこれを準用する。

第八百五十七條 未成年者の後見人は、第八百二十條乃至第八百二十三條に規定する事項について、親権を行う者と同一の權利義務を有する。但し、親権を行う者が定めた教育の方法及び居所を變更し、未成年者を懲戒場に入れ、營業を許可し、その許可を取り消し、又はこれを制限するには、後見監督人があるときは、その同意を得なければならない。

第八百五十八條 禁治産者の後見人は、禁治産者の資力に應じて、その療養看護に努めなければならない。禁治産者を精神病院その他これに準ずる施設に入れ、又は私宅に監置するには、家事審判所の許可を得なければならない。

第八百五十九條 後見人は被後見人の財産を管理し、又、その財産に関する法律行為について被後見人を代表する。

第八百二十四條但書の規定は前項の場合にこれを準用する。

第八百六十條 第八百二十六條の規定は、後見人にこれを準用する。但し、後見監督人がある場合は、この限りでない。

第八百六十一條 後見人は、その就職の初において、被後見人の生活、教育又は療養看護及び財産の管理のために毎年費すべき金額を算定しなければならない。

第八百六十二條 家事審判所は、後見人及び被後見人の資力その他の事情によつて、被後見人の財産の中から、相當な報酬を後見人に與へることができる。第八百六十三條 後見監督人又は家事審判所は、何時

でも、後見人に對し後見の事務の報告若しくは財産の目録の提出を求め、又は後見の事務若しくは被後見人の財産の状況を調査することができる。

家事審判所は、後見監督人被後見人の親族その他の利害關係人の請求によつて、又は職權で、被後見人の財産の管理その他後見の事務について必要な處分を命ずることができる。

第八百六十四條 後見人が、被後見人に代わつて營業若しくは第十二條第一項に掲げる行為をし、又は未成年者がこれをする事に同意するには、後見監督人があるときは、その同意を得なければならない。但し、元本の領收についてはこの限りでない。

第八百六十五條 後見人が、前條の規定に違反し、又は同意を與へた行為は、被後見人又は後見人において、これを取り消すことができる。この場合には、第十九條の規定を準用する。

前項の規定は、第二百一十一條乃至第二百二十六條の規定の適用を妨げない。

第八百六十六條 後見人が被後見人の財産又は被後見人に對する第三者の權利を譲り受けたときは、被後見人は、これを取り消すことができる。この場合に

は、第十九條の規定を準用する。

前項の規定は、第二百一十一條乃至第二百二十六條の規定の適用を妨げない。

第八百六十七條 後見人は、未成年者に代わつて親權を行う。

第八百五十三條乃至第八百五十七條及び第八百六十一條乃至前條の規定は、前項の場合にこれを準用する。

第八百六十八條 親權を行う者が、親權を行使しない場合に、後見人は財産に関する權限のみを有する。第八百六十九條 第六百四十四條及び第八百三十條の規定は、後見人にこれを準用する。

第四節 後見の終了

第八百七十條 後見人の任務が終了したときは、後見人又はその相續人は、二箇月以内にその管理の計算をしなければならない。但し、この期間は、家事審判所において、これを伸長することができる。

第八百七十一條 後見の計算は、後見監督人があるときは、その立會を以てこれをする。

第八百七十二條 未成年者が成年に達した後後見の計算の終了前に、その者と後見人又はその相續人との

間にした契約は、その者においてこれを取り消すことができる。その者が後見人又はその相續人に對してした單獨行為も、同様である。

第十九條及び第二百一十一條乃至第二百二十六條の規定は、前項の場合にこれを準用する。

第八百七十三條 後見人が被後見人に返還すべき金額及び被後見人が後見人に返還すべき金額には、後見の計算が終了した時から、利息をつけなければならない。

後見人が自己のために被後見人の金錢を消費したときは、その消費の時から、これに利息をつけなければならない。なお、損害があつたときは、その賠償の責に任ずる。

第八百七十四條 第六百五十四條及び第六百五十五條の規定は、後見人にこれを準用する。

第八百七十五條 第八百三十二條に定める時効は、後見人又は後見監督人と被後見人との間において後見に關して生じた債權にこれを準用する。

前項の時効は、第八百七十二條の規定によつて法律行為を取り消した場合には、その取消の時から、これを起算する。

第八百七十六條 前條第一項の規定は、保佐人と準禁治産者との間にこれを準用する。

第六章 扶養

第八百七十七條 直系血族及び兄弟姉妹は、互に扶養をする義務がある。

家事審判所は、特別の事情があるときは、前項に規定する場合の外、三親等内の親族間においても扶養の義務を負わせることができる。

前項の規定による審判があつた後事情に変更を生じたときは、家事審判所は、その審判を取り消すことができる。

第八百七十八條 扶養をする義務のある者が数人ある場合において、扶養をすべき者の順序について、當事者間に協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、家事審判所が、これを定める。扶養を受ける権利のある者が数人ある場合において、扶養義務者の資力がその全員を扶養するに足りないとき、扶養を受けるべき者の順序についても同様である。

第八百七十九條 扶養の程度又は方法について、當事者間に協議が調わないとき、又は協議をすることが

できないときは、扶養権利者の需要、扶養義務者の資力その他の一切の事情を考慮して、家事審判所が、これを定める。

第八百八十條 扶養をすべき者若しくは扶養を受けるべき者の順序又は扶養の程度若しくは方法については協議又は審判があつた後事情に変更を生じたときは、家事審判所は、その協議又は審判の変更又は取消をすることができる。

第八百八十一條 扶養を受ける権利は、これを處分することができる。

第五編 相続

第一章 總則

第八百八十二條 相続は、死亡によつて開始する。

第八百八十三條 相続は、被相続人の住所において開始する。

第八百八十四條 相続回復の請求権は相続人又はその法定代理人が相続権を侵害された事實を知つた時から五年間これを行わないときは時効によつて消滅する。相続開始の時から二十年を経過したときも、同様である。

第八百八十五條 相続財産に関する費用は、その財産

の中からこれを支拂する。但し、相続人の過失によるものは、この限りでない。

前項の費用は、遺留分権利者が贈與の減殺によつて得た財産を以て、これを支拂することを要しない。

第二章 相続人

第八百八十六條 胎兒は、相続については、既に生まれたものとみなす。

前項の規定は、胎兒が死體で生まれたときは、これを適用しない。

第八百八十七條 被相続人の直系卑屬は、左の規定に従つて相続人となる。

一 親等の異なつた者の間ではその近い者を先にする。

二 親等の同じである者は、同順位で相続人となる。

第八百八十八條 前條の規定によつて相続人となるべき者が、相続の開始前に、死亡し、又はその相続権を失つた場合において、その者に直系卑屬があるときは、その直系卑屬は、前條の規定に従つてその者と同順位で相続人となる。

前項の規定の適用については、胎兒は、既に生まれたものとみなす。但し、死體で生まれたときはこ

の限りでない。

第八百八十九條 左に掲げる者は、前二條の規定によつて相続人となるべき者がいない場合には、左の順位に従つて相続人となる。

第一 直系卑屬

第二 兄弟姉妹

第八百八十七條の規定は、前項第一號の場合に、同條第二號及び前條の規定は、前項第二號の場合にこれを準用する。

第八百九十條 被相続人の配偶者は、常に相続人となる。この場合において、前三條の規定によつて相続人となるべき者があるときは、その者と同順位とする。

第八百九十一條 左に掲げる者は、相続人となること

一 故意に被相続人又は相続人について先順位若しくは同順位に在る者を死亡するに至らせ、又は至らせようとしたために、刑に處せられた者

二 被相続人の殺害されたことを知つて、これを告發せず、又は告訴しなかつた者。但し、その者は是非の辨別がないとき、又は殺害者が自己の配偶

者若しくは直系血族であつたときはこの限りでない。

三 詐欺又は強迫によつて、被相続人が相続に関する遺言をし、これを取り消し、又はこれを變更することを妨げた者。

四 詐欺又は強迫によつて、被相続人に相続に関する遺言をさせ、これを取り消させ、又はこれを變更させた者。

五 相続に関する被相続人の遺言書を偽造し、變造し、破棄し、又は隠匿した者。

第八百九十二條 遺留分を有する推定相続人が被相続人が被相続人に對して遺言をし、若しくはこれに重大な侮辱を加へたとき、又は推定相続人にその他の著しい非行があつたときは、被相続人は、その推定相続人の廢除を家事審判所に請求することができる。

第八百九十三條 被相続人が遺言で推定相続人を廢除する意思を表示したときは、遺言執行者は、その遺言が效力を生じた後、遲滞なく家事審判所に廢除の請求をしなければならぬ。この場合において、廢除は、被相続人の死亡の時にさかのほつてその效力を生ずる。

は、その者が、これを承継する。前項本文の場合において慣習が明かでないときは、前項の權利を承継すべき者は、家事審判所がこれを定める。

第八百九十八條 相続人が數人あるときは、相続財産は、その共有に歸する。

第八百九十九條 各共同相続人は、その相続分に應じて被相続人の權利義務を承継する。

第九百條 同順位の相続人が數人あるときは、その相続分は、左の規定に従う。

一 直系卑屬及び配偶者が相続人であるときは、直系卑屬の相続分は、三分の二とし、配偶者の相続分は、三分の一とする。

二 配偶者及び直系尊屬が相続人であるときは、配偶者の相続分及び直系尊屬の相続分は、各々二分の一とする。

三 配偶者及び兄弟姉妹が相続人であるときは、配偶者の相続分は三分の二とし、兄弟姉妹の相続分は、三分の一とする。

四 直系卑屬、直系尊屬又は兄弟姉妹が數人あると

第八百九十四條 被相続人は、何時でも、推定相続人の廢除の取消を家事審判所に請求することができる。前條の規定は、廢除の取消にこれを準用する。

第八百九十五條 推定相続人の廢除又はその取消の請求があつた後その審判が確定する前に相続が開始したときは、家事審判所は、親族、利害關係人又は檢察官の請求によつて、遺産の管理について必要な處分を命ずることができる。廢除の遺言があつたときも、同様である。

家事審判所が管理人を選任した場合には、第二十七條乃至第二十九條の規定を準用する。

第八百九十六條 相続人は、相続開始の時から、被相続人の財産に屬した一切の權利義務を承継する。但し、被相続人の一身に專屬したものは、この限りでない。

第八百九十七條 系譜、祭具及び墳墓の所有權は、前條の規定にかかわらず、慣習に従つて祖先の祭祀を主宰すべき者がこれを承継する。但し、被相続人の指定に従つて祖先の祭祀を主宰すべき者があるとき

きは各自の相続分は、相當しいものとする。但し、嫡出でない直系卑屬の相続分は、嫡出である直系卑屬の相続分の二分の一とし、父母の一方のみを同じくする兄弟姉妹の相続分は、父母の双方を同じくする兄弟姉妹の相続分の二分の一とする。

第九百一條 第八百八十八條の規定によつて相続人となる直系卑屬の相続分は、その直系尊屬が受けるべきであつたものと同じである。但し、直系卑屬が數人あるときは、その各自の直系尊屬が受けるべきであつた部分について、前條の規定に従つてその相続分を定める。

前項の規定は、第八百八十九條第二項の規定によつて兄弟姉妹の直系卑屬が相続人となる場合にこれを準用する。

第九百二條 被相続人は、前二條の規定にかかわらず、遺言で、共同相続人の相続分を定め、又はこれを定めることを第三者に委託することができる。但し、被相続人又は第三者は、遺留分に関する規定に違反することをできない。

被相続人が、共同相続人中の一人若しくは數人の相続分のみを定め、又はこれを定めさせたときは、

542074

他の共同相続人の相続分は、前二條の規定によつてこれを定める。

第九百三條 共同相続人中に、被相続人から、遺贈を受け、又は婚姻、養子縁組のため若しくは生計の資本として贈與を受けた者があるときは、被相続人が相続開始の時において有した財産の價額にその贈與の價額を加えたものを相続財産とみなし、前三條の規定によつて算定した相続分の中からもその遺贈又は贈與の價額を控除し、その残額を以てその者の相続分とする。

遺贈又は贈與の價額が、相続分の價額に等しく、又はこれを超えるときは、受遺者又は受贈者は、その相続分を受けることができない。

被相続人が前二項の規定と異なつた意思を表示したときは、その意思表示は、遺留分に関する規定に反しない範囲内で、その效力を有する。

第九百四條 前條に掲げる贈與の價額は、受贈者の行為によつて、その目的たる財産が滅失し、又はその價額の増減があつたときでも、相続開始の當時なお原状のままに在るものとみなしてこれを定める。

第九百五條 共同相続人の一人が分割前にその相続分

を第三者に譲り渡したときは、他の共同相続人は、その價額及び費用を償還して、その相続分を譲り受けることができる。

前項に定める権利は、一箇月以内にこれを行わなければならない。

第三節 遺産の分割

第九百六條 遺産の分割は、遺産に属する物又は権利の種類及び性質各相続人の職業その他一切の事情を考慮してこれをする。

第九百七條 共同相続人は、第九百八條の規定によつて被相続人が遺言で禁じた場合を除く外、何時でもその協議で、遺産の分割をすることができ、

遺産の分割について、共同相続人間に協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、各共同相続人は、その分割を家事審判所に請求することができる。

前項の場合において特別の事由があるときは、家事審判所は、期間を定めて、遺産の全部又は一部について、分割を禁ずることができ、

第九百八條 被相続人は、遺言で、分割の方法を定め、若しくはこれを定めることを第三者に委託し、又は

相続開始の時から五年を超えない期間内分割を請求することができる。

第九百九條 遺産の分割は、相続開始の時にさかのほつてその效力を生ずる。但し、第三者の権利を侵害することができない。

第九百十條 相続の開始後認知によつて相続人となつた者が遺産の分割を請求しようとする場合においては、他の共同相続人が既に分割その他の處分をしたときは、價額のみによる支拂の請求権を有する。

第九百十一條 各共同相続人は、他の共同相続人に對して、賣主と同じく、その相続分に應じて擔保の責に任ずる。

第九百十二條 各共同相続人は、その相続分に應じ、他の共同相続人が分割によつて受けた債權について、分割の當時における債務者の責力、擔保する。

辨濟期に至らない債權及び停止條件附の債權については、各共同相続人は、辨濟をすべき時における債務者の責力を擔保する。

第九百十三條 擔保の責に任ずる共同相続人中に償還をする責力のない者があるときは、その償還することができない部分は、求償者及び他の責力のある者

が各々の相続分に應じてこれを弁償する。但し、求償者に過失があるときは、他の共同相続人に對して分割を請求することができない。

第九百十四條 前三條の規定は、被相続人が遺言で分割の意思を表示したときは、これを適用しない。

第四章 相続の承認及び放棄

第一節 總則

第九百十五條 相続人は、自己のために相続の開始があつたことを知つた時から三箇月以内に、單純若しくは限定の承認又は放棄をしなければならぬ。但し、この期間は、利害關係人又は檢察官の請求によつて、家事審判所において、これを伸長することができる。

相続人は、承認又は放棄をする前に、相続財産の調査をすることができ、

第九百十六條 相続人が承認又は放棄をしないで死亡したときは、前條第一項の期間は、その者の相続人が自己のために相続の開始があつたことを知つた時から、これを起算する。

第九百十七條 相続人が無能力者であるときは、第九百十五條第一項の期間は、その法定代理人が無能力

者のために相続の開始があつたことを知つた時から、これを起算する。

第九百十八條 相続人は、その固有財産における同一の注意を以て、相続財産を管理しなければならぬ。但し、承認又は放棄をしたときは、この限りでない。

家事審判所は、利害關係人又は檢察官の請求によつて、何時でも、相続財産の保存に必要な處分を命ずることができる。

家事審判所が管理人を選任し得る場合には、第二十七條乃至第二十九條の規定を準用する。

第九百十九條 承認及び放棄は、第九百十五條第一項の期間内でも、これを取り消すことができない。

前項の規定は、第一項及び前項の規定によつて承認又は放棄の取消をすることができるときは、但し、その取消権は、追認をすることができるときから六箇月間これを行使しないときは、時効によつて消滅する。承認又は放棄の時から十年を経過したときも、同様である。

第二節 承認

第一款 單純承認

第九百二十條 相続人が單純承認をしたときは、無限に被相続人の權利義務を承継する。

第九百二十一條 左に掲げる場合には、相続人は、單純承認をしたものとみなす。

- 一 相続人が相続財産の全部又は一部を處分したとき。但し、保存行為及び第六百二條に定める期間を超えない賃貸をすることは、この限りでない。
- 二 相続人が第九百十五條第一項の期間内に限定承認又は放棄をしなかつたとき。
- 三 相続人が、限定承認又は放棄をした後でも、相続財産の全部若しくは一部を隠匿し、私にこれを消費し、又は悪意でこれを財産目録中に記載しなかつたとき。但し、その相続人が放棄をしたことによつて相続人となつた者が承認をした後は、この限りでない。

第二款 限定承認

第九百二十二條 相続人は、相続によつて得た財産の限度においてのみ被相続人の債務及び遺贈を辨済すべきことを留保して、承認をすることができぬ。

第九百二十三條 相続人が数人あるときは、限定承認は、共同相続人の全員が共同してのみこれをすることができぬ。

とができる。

第九百二十四條 相続人が限定承認をしようとするときは、第九百十五條第一項の期間内に、財産目録を調製してこれを家事審判所に提出し、限定承認をする旨を申述しなければならぬ。

第九百二十五條 相続人が限定承認をしたときは、その被相続人に對して有した權利義務は、消滅しなかつたものとみなす。

第九百二十六條 限定承認者は、その固有財産における同一の注意を以て、相続財産の管理を繼續しなければならぬ。

第六百四十五條、第六百四十六條、第六百五十條第一項、第二項及び第九百十八條第二項、第三項の規定は、前項の場合にこれを準用する。

第九百二十七條 限定承認者は、限定承認をした後五日以内に、一切の相続債権者及び受遺者に對し、限定承認をしたこと及び一定の期間内にその請求の申出をすべき旨を公告しなければならぬ。但し、その期間は、二箇月を下ることができない。

第七十九條第二項及び第三項の規定は、前項の場合にこれを準用する。

第九百二十八條 限定承認者は、前條第一項の満了前には、相続債権者及び受遺者に對して辨済を拒むことができない。

第九百二十九條 第九百二十七條第一項の期間が満了した後は、限定承認者は、相続財産を以て、その期間内に申し出た債権者その他知れた債権者に、各々その債権額の割合に應じて辨済をしなければならぬ。但し、優先権を有する債権者の權利を害することができない。

第九百三十條 限定承認者は、辨済期に至るまで、債権者も、前條の規定によつてこれを辨済しなければならぬ。

裁判所の債権又は存続期間の不確定な債権は、家事審判所が選任した鑑定人の評價に従つて、これを辨済しなければならぬ。

第九百三十一條 限定承認者は、前二條の規定によつて各債権者に辨済をした後でなければ、受遺者に辨済をすることができない。

第九百三十二條 前三條の規定に従つて辨済をするにつき相続財産を賣却する必要があるときは、限定承認者は、これを競賣に付しななければならぬ。但し

家事審判所が選任した鑑定人の評價に従い相続財産の全部又は一部の價額を辨済して、その競賣を止めることができる。

第九百三十三條 相続債権者及び受遺者は、自己の費用で、相続財産の競賣又は鑑定に参加することができる。この場合には、第二百六十條第二項の規定を準用する。

第九百三十七條 限定承認者が第九百二十七條に定める公告若しくは催告をすることを怠り、又は同條第一項の期間内にある債権者若しくは受遺者に辨済をしたことによつて他の債権者若しくは受遺者に辨済をすることができなくなつたときは、これによつて生じた損害を賠償する責に任ずる。第九百二十九條乃至第九百三十一條の規定に違反して辨済をしたときも、同様である。

前項の規定は、情を知つて不當に辨済を受けた債権者又は受遺者に對する他の債権者又は受遺者の求償を妨げない。

第七百二十四條の規定は、前二項の場合にも、これを適用する。

第九百三十五條 第九百二十七條第一項の期間内に申

し出なかつた債権者及び受遺者で限定承認者に知らなかつたものは、残余財産についてののみその権利を行うことができる。但し、相続財産について特別擔保を有する者は、この限りでない。

第九百三十六條 相続人が數人ある場合には、家事審判所は、相続人の中から、相続財産の管理人を選任しなければならない。管理人は、相続人のために、これに代わつて、相続財産の管理及び債務の辨済に必要な一切の行爲をする。

第九百二十六條乃至前條の規定は、管理人にこれを準用する。但し、第九百二十七條第一項に定める公告をする期間は、管理人の選任があつた後十日以内とする。

第九百三十七條 限定承認をした共同相続人の一人又は數人について第九百二十一條第一號又は第三號に掲げる事由があるときは、相続債権者は、相続財産を以て辨済を受けることができなかつた債権額について、その者に對し、その相続分に應じて權利を行うことができる。

第三節 放棄

第九百三十八條 相続の放棄をしようとする者は、そ

の旨を家事審判所に申述しなければならない。

第九百三十九條 放棄は、相続開始の時にさかのほつてその效力を生ずる。

數人の相続人がある場合において、その一人が放棄をしたときは、その相続分は、他の相続人の相続分に應じてこれに歸屬する。

第九百四十條 相続の放棄をした者は、その放棄によつて相続人となつた者が相続財産の管理を始めることができるまで、自己の財産における同一の注意を以て、その財産の管理を繼續しなければならない。第六百四十五條、第六百四十六條、第六百五十條第一項、第二項及び第九百十八條第二項、第三項の規定は前項の場合にこれを準用する。

第五章 財産の分離

第九百四十一條 相続債権者又は受遺者は、相続開始の時から三箇月以内に、相続人の財産の中からも相続財産を分離することを家事審判所に請求することができる。相続財産が相続人の固有財産と混合しない間は、その期間の満了後でも、同様である。

家事審判所が前項の請求によつて財産の分離を命じたときは、その請求をした者は、五日以内に、他

の相続債権者及び受遺者に對し、財産分離の命令があつたこと及び一定の期間内に、配當加入の申出をすべき旨を公告しなければならない。但し、その期間は、二箇月を下ることができない。

第九百四十二條 財産分離の請求をした者及び前條第二項の規定によつて配當加入の申出をした者は、相続財産について、相続人の債権者に先だつて辨済を受ける。

第九百四十三條 財産分離の請求があつたときは、家事審判所は、相続財産の管理について必要な處分を命ずることができる。

家事審判所が管理人を選任した場合には、第二十七條乃至第二十九條の規定を準用する。

第九百四十四條 相続人は、單純承認をした後でも、財産分離の請求があつたときは、以後、その固有財産における同一の注意を以て、相続財産の管理をしなければならない。但し、家事審判所が管理人を選任したときはこの限りでない。

第六百四十五條乃至第六百四十七條及び第六百五十一條第一項、第二項の規定は、前項の場合にこれを準用する。

第九百四十五條 財産の分離は、不動産については、その登記をしなければ、これを第三者に對抗することができない。

第九百四十六條 第三百四條の規定は、財産分離の場合にこれを準用する。

第九百四十七條 相続人は、第九百四十一條第一項及び第二項の期間の満了前には、相続債権者及び受遺者に對して辨済を拒むことができる。

財産分離の請求があつたときは、相続人は、第九百四十一條第二項の期間の満了後に、相続財産を以て、財産分離の請求又は配當加入の申出をした債権者及び受遺者に、各々その債権額の割合に應じて辨済をしなければならぬ。但し、優先権を有する債権者の権利を害することができない。

第九百三十條乃至第九百三十四條の規定は、前項の場合にこれを準用する。

第九百四十八條 財産分離の請求をした者及び配當加入の申出をした者は、相続財産を以て全部の辨済を受けることができなかつた場合に限り、相続人の固有財産についてその権利を行うことができる。この場合には、相続人の債権者は、その者に先だつて辨

済を受けることができる。

第九百四十九條 相続人は、その固有財産を以て相続債権者若しくは受遺者に辨済をし、又はこれに相當の擔保を供して、財産分離の請求を防止し、又はその效力を消滅させることができる。但し、相続人の債権者が、これによつて損害を受けるべきことを證明して、異議を述べたときは、この限りでない。

第九百五十條 相続人が限定承認をすることができる間又は相続財産が相続人の固有財産と混合しない間は、その債権者は、家事審判所に對して財産分離の請求をすることができる。

第三百四條、第九百二十五條、第九百二十七條乃至第九百三十四條第九百四十三條乃至第九百四十五條及び第九百四十八條の規定は、前項の場合にこれを準用する。但し、第九百二十七條に定める公告及び催告は、財産分離の請求をした債権者がこれをしなければならぬ。

第六章 相続人の不存在

第九百五十一條 相続人のあることが明かでないときは、相続財産は、これを法人とする。

第九百五十二條 前條の場合には、家事審判所は、利

害關係人又は檢察官の請求によつて、相続財産の管理を選任しなければならない。

家事審判所は、遲滞なく管理人の選任を公告しなければならぬ。

第九百五十三條 第二十七條乃至第二十九條の規定は、相続財産の管理人にこれを準用する。

第九百五十四條 管理人は、相続債権者又は受遺者の請求があるときは、これに相続財産の状況を報告しなければならない。

第九百五十五條 相続人のあることが明かになつたときは、法人は、存立しなかつたものとみなす。但し、管理人がその権限内でした行為の效力を妨げない。

第九百五十六條 管理人の代理權は、相続人が相続の承認をした時に消滅する。

前項の場合には、管理人は、遲滞なく相続人に對して管理の計算をしなければならない。

第九百五十七條 第九百五十二條第二項に定める公告があつた後二箇月以内に相続人のあることが明かにならなかつたときは、管理人は、遲滞なく一切の相続債権者及び受遺者に對し、一定の期間内にその請求の申出をすべき旨を公告しなければならぬ。但

しその期間は、二箇月を下ることができない。

第七十九條第二項、第三項、第九百二十八條乃至第九百三十五條の規定は、前項の場合にこれを準用する。但し、第九百三十二條但書の規定は、この限りでない。

第九百五十八條 前條第一項の期間の満了後、なお、相続人のあることが明かでないときは、家事審判所は、管理人又は檢察官の請求によつて、相続人があるならば一定の期間内にその権利を主張すべき旨を公告しなければならぬ。但し、その期間は、一年を下ることができない。

第九百五十九條 前條の期間内に相続人である権利を主張する者がなくときは、相続財産は、國庫に歸屬する。この場合には、第九百五十六條第二項の規定を準用する。

相続債権者及び受遺者は國庫に對してその権利を行うことができない。

第七章 遺言

第一節 總則

第九百六十條 遺言は、この法律に定める方式に従わなければならない。これをすることができない。

第九百六十一條 満十五歳に達した者は、遺言をすることが出来る。

第九百六十二條 第四條、第九條及び第十二條の規定は、遺言には、これを適用しない。

第九百六十三條 遺言者は、遺言をする時は、その能力を有しなければならぬ。

第九百六十四條 遺言者は、包括又は特定の名義で、その財産の全部又は一部を處分することができる。但し、遺留分に関する規定に違反することができない。

第九百六十五條 第八百八十六條及び第八百九十一條の規定は、受遺者にこれを準用する。

第九百六十六條 被後見人が、後見の計算の終了前に、後見人又はその配偶者若しくは直系卑屬の利益となるべき遺言をしたときは、その遺言は、無効とする。前項の規定は、直系血族、配偶者又は兄弟姉妹が後見人である場合には、これを適用しない。

第二節 遺言の方式

第一款 普通の方式

第九百六十七條 遺言は、自筆證書、公正證書又は秘密證書によつてこれをしなければならぬ。但し、

特別の方式によることを許す場合は、この限りでない。

第九百六十八條 自筆證書によつて遺言をするには、遺言者が、その全文、日附及び氏名を自書し、これに印をおさなければならぬ。

自筆證書中の加除その他の變更は、遺言者が、その場所を指示し、これを變更した旨を附記して特にこれに署名し、且つ、その變更の場所に印をおさなければその効力がない。

第九百六十九條 公正證書によつて遺言をするには、左の方式に従わなければならない。

一 證人二人以上の立會があること。

二 遺言者が遺言の趣旨を公證人に口授すること。

三 公證人が、遺言者の口述を筆記し、これを遺言者及び證人に讀み聞かせること。

四 遺言者及び證人が、筆記の正確なことを承認した後、各自これに署名し、印をおすこと。但し、遺言者が署名することができない場合は、公證人がその事由を附記して、署名に代えることができる。

五 公證人が、その證書は前四條に掲げる方式に従

つて作つたものである旨を附記して、これに署名し、印をおすこと。

第九百七十條 秘密證書によつて遺言をするには、左の方式に従わなければならない。

一 遺言者が、その證書に署名し、印をおすこと。

二 遺言者が、その證書を封じ、證書に用いた印章を以てこれに封印すること。

三 遺言者が、公證人一人及び證人二人以上の前に封書を提出して、自己の遺言書である旨並びにその筆者の氏名及び住所を申述すること。

四 公證人が、その證書を提出した日附及び遺言者の申述を封紙に記載した後、遺言者及び證人とともにこれに署名し、印をおすこと。

第九百六十八條第二項の規定は、秘密證書による遺言にこれを準用する。

第九百七十一條 秘密證書による遺言は、前條に定める方式に缺けるものがあつても、第九百六十八條の方式を具備しているときは、自筆證書による遺言としてその効力を有する。

第九百七十二條 言語を發することができない者が秘密證書によつて遺言をする場合には、遺言者は公證

人及び證人の前で、その證書は自己の遺言書である旨並びにその筆者の氏名及び住所を封紙に自筆して、第九百七十條第一項第三號の申述に代えなければならない。

公證人は、遺言者が前項に定める方式を踐んだ旨を封紙に記載して、申述の記載に代えなければならない。

第九百七十三條 禁治産者が本心に復した時において遺言をするには、醫師二人以上の立會がなければならない。

遺言に立ち會つた醫師は、遺言者が遺言をする時において心神喪失の状況になかつた旨を遺言書に附記して、これに署名し、印をおさなければならぬ。但し、秘密證書によつて遺言をする場合には、その封紙に右の記載をし、署名し、印をおさなければならない。

第九百七十四條 左に掲げる者は、遺言の證人又は立會人となることができない。

一 未成年者

二 禁治産者及び準禁治産者

三 推定相続人、受遺者及びその配偶者並びに直系

血族

四 公證人の配偶者、四親等内の親族、筆生及び遺人

第九百七十五條 遺言は、二人以上の者が同一の證書でこれを行うことができない。

第二款 特別の方式

第九百七十六條 疾病その他の事由によつて死亡の危急に迫つた者が遺言をしようとするときは、證人三人以上の立會を以て、その一人に遺言の趣旨を口授して、これを行うことができる。この場合には、その口授を受けた者が、これを筆記して、遺言者及び他の證人に讀み聞かせ、各證人がその筆記の正確なことを承認した後、これに署名し、印をおさなければならぬ。

前項の規定によつてした遺言は、遺言の日から二十日以内に、證人の一人又は利害關係人から家事審判所に請求してその確認を得なければ、その効力がない。

家事審判所は、遺言が遺言者の眞意に出たものであるとの心證を得なければ、これを確認することができない。

第九百七十七條 傳染病のため行政處分によつて交通を断られた場所に在る者は、警察官一人及び證人一人以上の立會を以て遺言書を作ることができる。

第九百七十八條 船舶中に在る者は、船長又は事務員一人及び證人二人以上の立會を以て遺言書を作ることができる。

第九百七十九條 船舶遭難の場合において、船舶中に在つて死亡の危急に迫つた者は、證人二人以上の立會を以て口頭で遺言をすることができる。前項の規定に従つてした遺言は、證人が、その趣旨を筆記して、これに署名し、印をおし、且つ、證人の一人又は利害關係人から遅滞なく家事審判所に請求してその確認を得なければ、その効力がない。

第九百七十六條第三項の規定は、前項の場合にこれを準用する。

第九百八十條 第九百七十七條及び第九百七十八條の場合には、遺言者、筆者、立會人及び證人は、各自遺言書に署名し、印をおさなければならぬ。

第九百八十一條 第九百七十七條乃至第九百七十九條の場合において、署名又は印をおすことのできない者があるときは、立會人又は證人は、その事由を附

記しなければならぬ。

第九百八十二條 第九百六十八條第二項及び第九百七十三條乃至第九百七十五條の規定は、第九百七十六條乃至前條の規定による遺言にこれを準用する。

第九百八十三條 第九百七十六條乃至前條の規定によつてした遺言は、遺言者が普通の方式によつて遺言をすることができるようになつた時から六箇月間生存するときは、その効力がない。

第九百八十四條 日本の領事の駐在する地に在る日本人が公正證書又は秘密證書によつて遺言をしようとするときは、公證人の職務は、領事がこれを行う。

第三節 遺言の效力

第九百八十五條 遺言は、遺言者の死亡の時からその効力を生ずる。

遺言に停止條件を附した場合において、その條件が遺言者の死亡後に成就したときは、遺言は、條件が成就した時からその効力を生ずる。

第九百八十六條 受遺者は、遺言者の死亡後、何時でも、遺贈の放棄をすることができる。遺贈の放棄は、遺言者の死亡の時にさかのほつてその効力を生ずる。

第九百八十七條 遺贈義務者その他の利害關係人は、相當の期間を定め、その期間内に遺贈の承認又は放棄をすべき旨を受遺者に催告することができる。若し、受遺者がその期間内に遺贈義務者に對してその意思を表示しないときは、遺贈を承認したものとみなす。

第九百八十八條 受遺者が遺贈の承認又は放棄をしないで死亡したときは、その相続人は、自己の相続權の範圍内で、承認又は放棄をすることができる。但し、遺言者がその遺言に別段の意思を表示したときは、その意思に従ふ。

第九百八十九條 遺贈の承認及び放棄は、これを取り消すことができない。

第九百九十條 遺贈の承認及び放棄は、これを放棄にこれを準用する。

第九百九十一條 包括受遺者は、相続人と同一の權利義務を有する。

第九百九十二條 受遺者は、遺贈が辨濟期に至らない間は、遺贈義務者に對して相當の擔保を請求することができる。停止條件附の遺贈についてその條件の成否が未定である間も、同様である。

第九百九十二條 受遺者は、遺贈の履行を請求することが出来る時から果實を取得する。但し、遺言者がその遺言に別段の意思を表示したときは、その意思に従う。

第九百九十三條 遺贈義務者が遺言者の死亡後に遺贈の目的物について費用を出したときは、第二百九十九條の規定を準用する。

果實を收取するに用いた通常の必要費は、果實の価格を超えない限度で、その償還を請求することができる。

第九百九十四條 遺贈は、遺言者の死亡前に受遺者が死亡したときは、その効力を生じない。

停止条件附の遺贈については、受遺者がその条件の成就前に、死亡したときも、前項と同様である。但し、遺言者がその遺言に別段の意思を表示したときは、その意思に従う。

第九百九十五條 遺贈が、その効力を生じないとき、又は放棄によつてその効力がなくなつたときは、受遺者が受けるべきであつたものは、相続人に歸属する。但し、遺言者がその遺言に別段の意思を表示したときは、その意思に従う。

第九百九十六條 遺贈は、その目的たる権利が遺言者の死亡の時に於いて相続財産に属しなかつたときは、その効力を生じない。但し、その権利が相続財産に属すると属しないにかかわらず、これを遺贈の目的としたものと認むべきときは、この限りでない。

第九百九十七條 相続財産に属しない権利を目的とする遺贈が前條但書の規定によつて有効であるときは、遺贈義務者は、その権利を取得してこれを受遺者に移轉する義務を負う。若しこれを取得することができないか、又はこれを取得するについて過分の費用を要するときは、その價額を辨済しなければならぬ。但し、遺言者がその遺言に別段の意思を表示したときは、その意思に従う。

第九百九十八條 不特定物を遺贈の目的とした場合において、受遺者が追奪を受けたときは、遺贈義務者は、これに對して、賣主と同じく、擔保の責に任ずる。

前項の場合において、物に瑕疵があつたときは、遺贈義務者は、瑕疵のない物を以てこれに代えなければならぬ。

第九百九十九條 遺言者が、遺贈の目的物の滅失若し

くは變造又はその占有の喪失によつて第三者に對して價金を請求する権利を有するときは、その権利を遺贈の目的としたものと推定する。

遺贈の目的物が、他の物と附合し、又は混和した場合において、遺言者が第二百四十三條乃至第二百四十五條の規定によつて合成物又は混和物の單獨所有者又は共有者となつたときは、その全部の所有權又は共有權を遺贈の目的としたものと推定する。

第一千條 遺贈の目的たる物又は権利が遺言者の死亡の時において第三者の権利の目的であるときは、受遺者は、遺贈義務者に對しその権利を消滅させるべき旨を請求することができない。但し、遺言者がその遺言に反對の意思を表示したときは、この限りでない。

第一千一條 債權を遺贈の目的とした場合において、遺言者が辨済を受け、且つ、その受け取つた物が、なお、相続財産中に在るときは、その物を遺贈の目的としたものと推定する。

金錢を目的とする債權については、相続財産中にその債權額に相當する金錢がないときでも、その金額を遺贈の目的としたものと推定する。

第一千二條 負擔附遺贈を受けた者は、遺贈の目的の價額を超えない限度においてのみ、負擔した義務を履行する責に任ずる。

受遺者が遺贈の放棄をしたときは、負擔の利益を受けるべき者が、自ら受遺者となることができる。但し、遺言者がその遺言に別段の意思を表示したときは、その意思に従う。

第一千三條 負擔附遺贈の目的の價額が相続の限定承認又は遺留分回復の訴によつて減少したときは、受遺者は、その減少の割合に應じてその負擔した義務を免かれる。但し、遺言者がその遺言に別段の意思を表示したときは、その意思に従う。

第一千四條 遺言書の保管者は、相続の開始を知つた後、遲滞なく、これを家事審判所に提出して、その檢閲を請求しなければならない。遺言書の保管者がない場合において、相続人が遺言書を發見した後も、同様である。

前項の規定は、公正證書による遺言には、これを適用しない。

封印のある遺言書は、家事審判所において相続人

又はその代理人の立會を以てしなければこれを開封することができない。

第千一節 前條の規定によつて遺言書を提出すること
を怠り、その檢認を経ないで遺言を執行し、又は家事審判所外においてその開封をした者は、二百圓以下の過料に處せられる。

第千六條 遺言者は、遺言で、一人又は數人の遺言執行者を指定し、又はその指定を第三者に委託することが出来る。

遺言執行者の指定の委託を受けた者は、遲滞なく、その指定をして、これを相続人に通知しなければならぬ。

遺言執行者の指定の委託を受けた者がその委託を辭そうとするときは、遲滞なくその旨を相続人に通知しなければならぬ。

第千七條 遺言執行者が就職を承諾したときは、直ちにその任務を行わなければならない。

第千八條 相続人その他の利害關係人は、相當の期間を定め、その期間内に就職を承諾するかどうかを確答すべき旨を遺言執行者に催告することが出来る。若し、遺言執行者がその期間内に、相続人に對して

確答をしないときは、就職を承諾したものとみなす。
第千九條 無能力者及び破産者は、遺言執行者となることができない。

第千十條 遺言執行者が、ないとき、又はなくなつたときは、家事審判所は、利害關係人の請求によつて、これを選任することが出来る。

第千十一條 遺言執行者は、遲滞なく、相続財産の自録を調製して、これを相続人に交付しなければならぬ。

遺言執行者は、相続人の請求があるときは、その立會を以て財産目録を調製し、又は公證人にこれを調製させなければならない。

第千十二條 遺言執行者は、相続財産の管理その他遺言の執行に必要な一切の行爲をする權利義務を有する。

第六百四十四條乃至第六百四十七條及び第六百五十條の規定は、遺言執行者にこれを準用する。

第千十三條 遺言執行者がある場合には、相続人は、相続財産の處分その他遺言の執行を妨げるべき行爲をすることができない。

第千十四條 前三條の規定は、遺言が特定財産に關す

る場合には、その財産についてのみこれを適用する。

第千十五條 遺言執行者は、これを相続人の代理人とみなす。

第千十六條 遺言執行者は、やむを得ない事由がなければ、第三者にその任務を行わせることができない。但し、遺言者がその遺言は反對の意思を表示したときは、この限りでない。

遺言執行者が前項但書の規定によつて第三者にその任務を行わせる場合には、相続人に對して、第五百五條に定める責任を負う。

第千十七條 數人の遺言執行者がある場合には、その任務の執行は、過半数でこれを決する。但し、遺言者がその遺言に別段の意思を表示したときは、その意思に従う。

各遺言執行者は、前項の規定にかかわらず、保存行爲をすることが出来る。

第千十八條 家事審判所は、相続財産の状況その他の事情によつて遺言執行者の報酬を定めることが出来る。但し、遺言者がその遺言に報酬を定めたときは、この限りでない。

遺言執行者が報酬を受けるとき場合には、第六百

四十八條第二項及び第三項の規定を準用する。

第千十九條 遺言執行者がその任務を怠つたときその他正當な事由があるときは、利害關係人は、その解任を家事審判所に請求することが出来る。

遺言執行者は、正當な事由があるときは、家事審判所の許可を得て、その任務を辭することが出来る。

第千二十條 第六百五十四條及び第六百五十五條の規定は、遺言執行者の任務が終了した場合にこれを準用する。

第千二十一條 遺言の執行に關する費用は、相続財産の負擔とする。但し、これによつて遺留分を減ずることができない。

第五節 遺言の取消

第千二十二條 遺言者は、何時でも遺言の方式に従つて、その遺言の全部又は一部を取り消すことが出来る。

第千二十三條 前の遺言と後の遺言と抵觸するときは、その抵觸する部分については、後の遺言で前の遺言を取り消したものとみなす。

前項の規定は、遺言と遺言後の生前處分その他の法律行爲と抵觸する場合は、これを準用する。

第一千二十四條 遺言者が故意に遺言書を破棄したとき

はその破棄した部分については、遺言を取り消したものとみなす。遺言者が故意に遺贈の目的物を破棄したときも、同様である。

第一千二十五條 前三條の規定によつて取り消された遺言は、その取消の行爲が、取り消され、又は效力を生じなくなるに至つたときでも、その效力を回復しない。但し、その行爲が詐欺又は強迫による場合は、この限りでない。

第一千二十六條 遺言者は、その遺言の取消権を放棄することができる。

第一千二十七條 負擔附遺贈を受けた者がその負擔した義務を履行しないときは、相続人は相當の期間を定めてその履行を催告し、若し、その期間内に履行がないときは、遺言の取消を家事審判所に請求することができる。

第八章 遺留分

第一千二十八條 兄弟姉妹以外の相続人は、遺留分として、左の額を受ける。

一 直系卑屬のみが相続人であるとき、又は直系卑屬及び配偶者が相続人であるときは、被相続人の

財産の二分の一

二 その他の場合には、被相続人の財産の三分の一
第一千二十九條 遺留分は、被相続人が相続開始の時に
おいて有した財産の價額にその贈與した財産の價額
を加え、その中から債務の全額を控除して、これを
算定する。

條件附の權利又は存続期間の不確定な權利は、家事審判所が選定した鑑定人の評價に従つて、その價格を定める。

第一千三十條 贈與は、相続開始前の一年間にしたもの
に限り、前條の規定によつてその價額を算入する。
當事者双方が遺留分權利者に損害を加えることを知
つて贈與をしたときは、一年前にしたものでも同様
である。

第一千三十一條 遺留分權利者及びその承継人は、遺留
分を保全するに必要な限度で、遺贈及び前條に掲げ
る贈與の減殺を請求することができる。

第一千三十二條 條件附の權利又は存続期間の不確定な
權利を贈與又は遺贈の目的とした場合において、そ
の贈與又は遺贈の一部を減殺すべきときは、遺留分
權利者は、第一千二十九條第二項の規定によつて定め

た價格に従い、直ちにその殘部の價額を受贈者又は

受遺者に交付しなければならない。

第一千三十三條 贈與は、遺贈を減殺した後でなければ
これを減殺することができない。

第一千三十四條 遺贈は、その目的の價額の割合に應じ
てこれを減殺する。但し、遺言者がその遺言に別段
の意思を表示したときはその意思に従う。

第一千三十五條 贈與の減殺は、後の贈與から始め、順
次に前の贈與に及ぶ。

第一千三十六條 受贈者は、その返還すべき財産の外、
なお、減殺の請求があつた日以後の果實を返還しな
ければならない。

第一千三十七條 減殺を受けるべき受贈者の無資力によ
つて生じた損失は、遺留分權利者の負擔に歸する。

第一千三十八條 負擔附贈與は、その目的の價額の中か
ら負擔の價額を控除したものについて、その減殺を
請求することができる。

第一千三十九條 不相當な對價を以てした有價行爲は、
當事者双方が遺留分權利者に損害を加えることを知
つてしたもの限り、これを贈與とみなす。この場
合において、遺留分權利者がその減殺を請求すると

きは、その對價を償還しなければならない。

第一千四十條 減殺を受けるべき受贈者が贈與の目的を
他人に譲り渡したときは、遺留分權利者にその價額
を弁償しなければならない。但し、讓受人が讓渡の
當時遺留分權利者に損害を加えることを知つたとき
は、遺留分權利者は、これに對しても減殺を請求す
ることができる。

前項の規定は、受贈者が贈與の目的の上に權利を
設定した場合にこれを準用する。

第一千四十一條 受贈者及び受遺者は、減殺を受けるべ
き限度において、贈與又は遺贈の目的の價額を遺留
分權利者に弁償して返還の義務を免れることがで
きる。

前項の規定は、前條第一項但書の場合にこれを準
用する。

第一千四十二條 減殺の請求權は、遺留分權利者が相続
の開始及び減殺すべき贈與又は遺贈があつたことを
知つた時から、一年間これをを行わないときは、時効
によつて消滅する。相続の開始の時から十年を経過
したときも同様である。

第一千四十三條 相続の開始前における遺留分の放棄

は、家事審判所の許可を受けたときに限り、その效力を生ずる。

共同相続人の一人のした遺留分の放棄は、他の各共同相続人の遺留分に影響を及ぼさない。

第千四十四條 第八百八十八條、第九百條、第九百一條、第九百三條及び第九百四條の規定は、遺留分についてこれを準用する。

附則

第一條 この法律は、昭和二十三年一月一日から、これを施行する。

第二條 明治三十五年法律第三十七號は、これを廢止する。

第三條 この附則で、新法とはこの法律による改正後の民法をいい、舊法とは従前の民法をいい、應急措置法とは、昭和二十二年法律第七十四號をいう。

第四條 新法は、別段の規定のある場合を除いては、新法施行前に生じた事項にもこれを適用する。但し、舊法及び應急措置法によつて生じた效力を妨げない。

第五條 應急措置法施行前に妻が舊法第十四條第一項の規定に違反してした行爲は、これを取り消すこと

ができない。

第六條 應急措置法施行前にした隠居が舊法によつて取り消すことができる場合には、なお、舊法によつてこれを取り消すことができる。この場合には、舊法第七百六十條の規定を適用する。

第七條 應急措置法施行前に隠居又は入夫婚姻による戸主権の喪失があつた場合には、なお、舊法第七百六十一條の規定を適用する。

第八條 新法施行前にした婚姻が舊法によつて取り消すことができる場合でも、その取消の原因である事項が新法に定めてないときは、その婚姻は、これを取り消すことができない。

第九條 新法第七百六十四條において準用する新法第七百四十七條第二項の期間は、當事者が、新法施行前に詐欺を發見し、又は強迫を免かれた場合には、新法施行の日から、これを起算する。

第十條 日本國憲法施行後新法施行前に離婚した者の一方は、新法第七百六十八條の規定に従い相手方に對して財産の分與を請求することができる。前項の規定は、婚姻の取消についてこれを準用する。

第十一條 新法施行前に生じた事實を原因とする離婚の請求については、なお、従前の例による。

第十二條 應急措置法施行前に未成年の子が舊法第七百三十七條又は第七百三十八條の規定によつて父又は母の家に入つた場合には、その子は、成年に達した日から一年以内に従前の氏に復することができ、その子が新法施行前に成年に達した場合において、新法施行後一年以内も、同様である。

第十三條 第八條、第九條及び第十一條の規定は、養子縁組についてこれを準用する。

第十四條 新法施行の際、現に、婚姻中でない父母が、共同して未成年の子に對して親權を行つている場合には、新法施行後も、引き続き共同して親權を行う。但し、父母は、協議でその一方を親權者と定めることができる。

前項但書の協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、家事審判所は、父又は母の請求によつて協議に代わる審判をすることができ、新法第八百十九條第六項の規定は、第一項但書又

ができない。

第十五條 應急措置法施行前に、親權を行う母が、舊法第八十六條の規定に違反してなし、又は同意を與へた行爲は、これを取り消すことができない。

第十六條 第二十一條の規定は、應急措置法施行前に親權を行つていた繼父、繼母又は嫡母についてこれを準用する。

第十七條 新法施行前に親族會員と親權に服した子との間に財産の管理について生じた債權については、なお、舊法第八百九十四條の規定を適用する。

第十八條 新法施行前に母が舊法の規定によつて子の財産の管理を辭した場合において、新法施行の際その子のためにまだ後見が開始してないときは、その辭は、新法施行後は、その效力を有しない。

第十九條 新法施行の際現に舊法第九百二條の規定によつて父母の一方が後見人であるとき、又は舊法第九百四條の規定によつて選任された後見人があるときは、その後見人は、新法施行のため、當然にはその地位を失ふことはない。但し、新法施行によつて後見が終了し、又は新法による法定後見人があると

きは、當然その地位を失う。

第二十條 前條の規定は、後見監督人及び保佐人についてこれを準用する。

第二十一條 新法施行前に、後見人が、舊法第九百二十九條の規定に違反し、又は同意を與へた行爲は、なお、舊法によつてこれを取り消すことができる。

第二十二條 第十七條の規定は、親族會員と被後見人又は準禁治産者との間にこれを準用する。

第二十三條 新法施行前にされた親族會の決議に對する不服については、なお、舊法を適用する。

前項の規定によつて親族會の決議を取り消す判決が確定した場合でも、親族會であらたに決議をすることは、これを認めない。

第二十四條 新法施行前に扶養に關してされた判決については、新法第八百八十條の規定を準用する。

第二十五條 應急措置法施行前に開始した相続に關しては、第二項の場合を除いて、なお、舊法を適用する。

應急措置法施行前に家督相続が開始し、新法施行後に舊法によれば家督相続人を選定しなければならぬ場合には、その相続に關しては、新法を適用する。

る。但し、その相続の開始が入夫婚姻の取消、入夫の離婚又は養子縁組の取消によるときは、その相続は、財産の相続に關しては開始しなかつたものともなし、第二十八條の規定を準用する。

第二十六條 應急措置法施行の際における戸主が婚姻又は養子縁組によつて他家から入つた者である場合には、その家の家附の繼子は、新法施行後に開始する相続に關しては、嫡出である子と同一の權利義務を有する。

前項の戸主であつた者について應急措置法施行後新法施行前に相続が開始した場合には、前項の繼子は相続人に對して相続財産の一部の分配を請求することができる。この場合には、第二十七條第二項及び第三項の規定を準用する。

前二項の規定は、第一項の戸主であつた者が應急措置法施行後に婚姻の取消若しくは離婚又は縁組の取消若しくは離縁によつて氏を改めた場合には、これを適用しない。

第二十七條 第二十五條第二項本文の場合を除いて、日本國憲法公布の日以後に戸主の死亡による家督相続が開始した場合には、新法によれば共同相続人と

なるはずであつた者は、家督相続人に對して相続財産の一部の分配を請求することができる。

前項の規定による相続財産の分配について、當事者間に協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、當事者は、家事審判所に對し協議に代わる處分を請求することができる。但し、新法施行の日から一年を経過したときは、この限りでない。

前項の場合には、家事審判所は、相続財産の状態、分配を受ける者の員數及び資力、被相続人の生前行爲又は遺言によつて財産の分配を受けたかどうかその他一切の事情を考慮して、分配をさせるべきかどうか並びに分配の額及び方法を定める。

第二十八條 應急措置法施行の際戸主であつた者が應急措置法施行後に婚姻の取消若しくは離婚又は養子縁組の取消若しくは離縁によつて氏を改めた場合には、配偶者又は養親、若し配偶者又は養親がないときは新法によるその相続人は、その者に對し財産の一部の分配を請求することができる。この場合には、前條第二項及び第三項の規定を準用する。

第二十九條 推定の家督相続人又は遺産相続人が舊法

第九百七十五條第一項第一號又は第九百九十八條の規定によつて廢除されたときは、新法の適用については、新法第九百九十二條の規定によつて廢除されたものとみなす。

第三十條 舊法第九百七十八條（舊法第千條において準用する場合を含む。）の規定によつて遺産の管理に關してした處分は、相続が第二十五條第二項本文の規定によつて新法の適用を受ける場合にはこれを新法第九百九十五條の規定によつてした處分とみなす。

第三十一條 應急措置法施行前に分家又は廢絶家再興のため贈與された財産は、新法第九百三條の規定の適用については、これを生計の資本として贈與された財産とみなす。

第三十二條 新法第九百六條及び第九百七條の規定は、第二十五條第一項の規定によつて遺産相続に關し舊法を適用する場合にこれを準用する。

第三十三條 新法施行前に舊法第七十九條第一項の規定に從つてした遺言で、同條第二項の規定による確認を得ないものについては、新法第九百七十九條第二項及び第三項の規定を準用する。

新法施行前に海軍所屬の艦船遭難の場合に舊法第千八十一條において準用する舊法第七十九條第一項の規定に従つてした遺言で、同條第二項の規定による確認を得ないものについても、前項と同様である。

第四 民法改正に伴う關係法律の整理に關する法律

第一條 監獄法の一部を次のように改正する。

第五十六中「家族」を削る。

第二條 矯正院法の一部を次のように改正する。

第一條中「第八百八十二條」を「第八百二十二條」に改める。

第三條 公證人法の一部を次のように改正する。

第十二條第一項第一號中「帝國臣民」を「日本國民」に、「成年以上ノ男子」を「成年者」に改める。

第二十二條第一號中「戸主若ハ家族」を「親族」に改める。

第三十四條第三項第六號中「同居ノ戸主若ハ家族」を削る。

第四條 行旅病人及行旅死亡人取扱法の一部を次のように改正する。

第三條第一項中「若ハ家族」を削る。

第六條中「第九百五十五條及第九百五十六條」を「第八百七十八條」に改める。

第十條第一項中「家族」を「同居ノ親族」に改める。

第五條 國稅徵收法の一部を次のように改正する。

第四條ノ三第一項但書を削り、同條第二項中「國籍喪失ニ因ル相続人又ハ」を削る。

第十六條第一號、第二號及び第八號中「家族」を「親族」に改め、同條第五號中「ノ家」を削る。

第二十一條中「家族」を「同居ノ親族」に改める。

第六條 國民優生法の一部を次のように改正する。

第四條中「三十歳ニ達セザルトキ又ハ」を「未成年者ナルトキ又ハ配偶者ヲ有セザル」に、「能ハザルトキハ後見人」を「能ハザルトキハ後見人ノ同意」に、「親族會ノ同意又ハ申請ヲ以テ父母ノ同意又ハ申請」を「家事審判所ノ許可ヲ以テ父母ノ同意」に改め、「家ニ在ル」、「婚姻ニ依リ其ノ配偶者ノ家ニ

入リタル者ニ在リテハ其ノ配偶者ノ父母トス以下之ニ同ジ」、「家ヲ去リタルトキ」、「戸主ノ、戸主知レザルトキ、未成年者ナルトキ又ハ其ノ意思ヲ表示スルコト能ハザルトキハ」を削り、同條第四項但書を削り、同條に次の一項を加える。

前項ノ規定ニ依ル許可ハ家事審判法ノ適用ニ關シテハ之ヲ同法第九條第一項甲類ニ掲グル事項ト看做ス

第五條中「三十歳ニ達セザルトキ又ハ」を「未成年者ナルトキ又ハ配偶者ヲ有セザル」に改め、「家ニ在ル」を削る。

第七條第二項中「家ニ在ル」を削る。

第七條 産業組合法の一部を次のように改正する。

第一條第三項中「同一ノ家ニ在ル者」を「同居スル者」に改める。

第八條 執達規則の一部を次のように改正する。

第八條及び第九條中「婦」を「配偶者」に改める。

第九條 種痘法の一部を次のように改正する。

第二十條 本法ニ於テ保護者ト稱スルハ未成年者ニ對シ親權ヲ行フ者又ハ後見人ヲ謂フ

第十條 少年法の一部を次のように改正する。

第五十五條中「戸主」を削る。

第十一條 商法の一部を次のように改正する。

第五條及び第六條中「又ハ妻」を削る。

第七條第一項中「法定代理人が親族會ノ同意ヲ得テ無能力者」を「後見人が被後見人」に、同條第二項中「法定代理人」を「後見人」に改める。

第十二條 信託法の一部を次のように改正する。

第五條第二項及び第三項を削る。

中「家督相続又ハ遺產相続」を「相続」に改める。

第十條第一項中「第一千四條及び昭和二十二年法律第七十四號（日本國憲法の施行に伴う民法の應急的措置に關する法律）第八條」を「第九百條」に、同條第三項中「第一千六條」を「第九百二條」に、「並ニ」を「並びに」、「及ヒ」を「及びに」改め、同條第四項を次のように改める。

第一項の場合には、民法第九百三條第一項中「前三條」とあるのは、「前三條並びに農業資産相続特例法第十條第一項及び第二項」と、同法第九百三十九條第二項中「他の相続人の相続分（農業資産相続特例法第十條第二項の特別相続分を除く。）」と読み替へるものとする。

第十七條 家事審判法の適用に關しては、第八條第三項又は第十三條の規定による事件は、これを同法第九條第一項甲類に掲げる事項を目的とする事件、第六條、第八條第一項又は第十二條第三項（第十四條第二項において準用する場合を含む。）の規定による事件は、これを同法第九條第一項乙類に掲げる事項を目的とする事件とみなす。

第十八條を削り、第十九條を第十八條とし、第二十條

第十三條 精神病者監護法の一部を次のように改正する。

第一條第一項中「四親等内ノ親族又ハ戸主」を「又ハ四親等内ノ親族」に、「第九百八條」を「第八百四十六條」に改め、同條第二項中「親權ヲ行フ父又ハ母」を「親權ヲ行フ者」に「戸主」を「削除」に、「親族會」を「家事審判所」に改め、同條に次の一項を加ふる。

前項第五號ノ規定ニ因ル選任ハ家事審判法ノ適用ニ關シテハ之ヲ同法第九條第一項甲類ニ掲クル事項ト看做ス
第三條第三項中「第九百二十二條」を「第八百五十八條」に改める。

第二十三條中「人事訴訟手續法第五十條又ハ第六十條ニ依リ裁判所」を「家事審判所」に改める。

第十四條 地方税法の一部を次のように改正する。
第五條第三項但書及び第二十九條第三項但書を次のように改める。

但シ限定承認ヲ爲シタル相続人ハ相続ニ因リテ得タル財産ノ價額ヲ限度トシテ其ノ義務ヲ負フ
第五十條第四項第一號及び第五十三條第二項第一號

條を第十九條とする。
第十五條 傳染病預防法の一部を次のように改正する。

第四條第二項及び第十四條中「戸主」を「世帯主」に改める。

第十六條 特許法の一部を次のように改正する。
第九十一條第一號中「妻」を「配偶者」、同條第三號中「戸主若ハ家族」を「同居ノ親族」に改める。

第十七條 土地收用法の一部を次のように改正する。
第四十條第二項中「戸主、家族」を「同居ノ親族」に改める。

第十八條 トラホーム預防法の一部を次のように改正する。
第十一條第一號を次のように改める。
一 未成年者ニ對シ親權ヲ行フ者又ハ未成年者若ハ禁治産者ノ後見人
第十九條 農業資産相続特例法の一部を次のように改正する。

「裁判」を「審判」に、「裁判所」を「家事審判所」に改める。

第二十條 破産法の一部を次のように改正する。

第九條第一項中「遺産相続」を「相続」に改める。
第十一條第二項中「第一千八十九條」を「第九百八十七條」に改める。

第十三條 削除

第十四條第三項を削る。

第三十一條後段を削る。

第三十五條乃至第三十七條 削除。

第四十二條中「又ハ相続開始後ノ前戸主ノ債權者ノ債權」を削る。

第四十五條 削除。

第六十八條中「第七百九十六條」を「第七百五十八條」に、「第七百九十七條」を「第七百五十九條」に、「第八百九十七條」を「第八百三十五條」に改める。

第七十二條第三號中「戸主、家族」を削る。

第八十條中「並前戸主カ第十三條ノ財産ニ關シテ爲シタル行爲」を削る。

第八十三條第一項第二號中「戸主、家族」を削る。

第九十七條第一項中「華族世襲財産ヲ差押フル權利ヲ有スル者及」を削る。

第三百三十條第二項を削る。

第三百三十一條中「第一千四十一條」を「第九百四十一

條に改める。

第五百五十二條中「及前戸主」を削る。

第五百五十三條第一項中「前戸主、相続財産管理人、遺言執行者並相続人及前戸主ノ代理人」を「其ノ代理人、相続財産管理人及遺言執行者」に改める。

第三百十五條中「又ハ前戸主」及び「ノ相続開始後ノ債權者」を削る。

第三百四十五條第二項中「第一千二十一條」を「第九百十八條」に改め、同條に次の一項を加える。

前項ニ於テ準用スル民法第九百十八條第二項及第三項ノ規定ニ依ル相続財産ノ保存又ハ管理ニ關スル處分ハ家事審判法ノ適用ニ關シテハ之ヲ同法第九條第一項甲類ニ掲クル事項ト看做ス

第三百七十六條中「及前戸主」を削る。

第二十一條 不動産登記法の一部を次のように改正する。

第十二條第一項中「妻」を「配偶者」に改める。

第二十二條 法例の一部を次のように改正する。

第十三條第二項中「第七百七十七條」を「第七百四十一條」に改める。

第十四條第二項及び第十五條第二項を削る。

第二十三條 未成年者飲酒禁止法の一部を次のように改正する。

第一條第一項及び第三項並びに第二條中「未成年者」を「滿二十年ニ至ラサル者」に改める。

第四條第二項中「戸主、家族」を削る。

第二十四條 未成年者喫煙禁止法の一部を次のように改正する。

第一條及び第四條中「未成年者」を「滿二十年ニ至ラサル者」に改める。

第三十五條 豫約出版法の一部を次のように改正する。

第五條第二項中「戸主若ハ」を削る。

第二十六條 左に掲げる規定中「戸主、家族」を削る。

阿片法第十二條ノ三

輸出入植物取締法第十五條

第二十七條 左に掲げる規定中「戸主、家族」を削る。

壓縮瓦斯及液化瓦斯取締法第十條

速洋漁業獎勵法第十八條

貸家組合法第四十五條第二項

家畜市場法第二十一條

漁業法第六十四條

續業法第四百條第一項

國民醫藥法第七十七條

國民體力法第十七條

蠶糸業法第四十九條第一項

市街地建築物法第二十條第二項

社會事業法第十六條

銃砲火藥取締法第二十一條

重要輸出品取締法第十五條

種馬統制法第二十九條

商品券取締法第八條

森林法第一百三條

製米業法第十條

中央卸賣市場法第二十四條

屠場法第十五條

肥料取締法第十三條

牧野法第二十五條ノ八

保險業法第四百九條

藥事法第四十二條

輸出絹織物取締法第十條

輸出毛織物取締法第七條

輸出水産物取締法第十二條

酪農調整法第二十二條

林業種苗法第十七條

勞働組合法第三十六條第一項

昭和十四年法律第六十七號（著作権に関する仲介業務に関する法律）第十四條

第二十八條 左に掲げる規定中「戸主、家族」を「同居者」に改める。

瓦斯事業法第二十六條

小運送業法第十六條第一項

司法保護事業法第十二條

倉庫業法第十五條

造船事業法第四十六條

電氣事業法第三十七條

度量衡法第十六條

硫酸アンモニヲ増産及配給統制法第九條

第二十九條 左に掲げる法律はこれを廢止する。

明治三十二年法律第九十四號（國籍喪失者の權利に關する法律）

明治三十三年法律第十三號（民法第七十九條及び

第八十一條の規定による遺言の確證に關する法律）

附則

第三十條 この法律は、昭和二十三年一月一日から、これを施行する。

第三十一條 昭和二十二年第七十四號（日本國憲法の施行に伴う民法の應急的措置に關する法律）施行前に妻が夫の許可を受けなかつた信託の引受は、これを取り消すことができない。

第三十二條 相續につき、この法律と同日に施行される民法の一部改正する法律（以下新法という）附則第二十五條第一項の規定の適用される場合における破産については、第二十條の規定にかかわらず、なお従前の例による。

新法附則第二十五條第二項に規定する相續に係る相続財産に對し、この法律施行前に破産の宣言があつたときも、前項と同様とする。

第三十三條 昭和二十二法律第七十四號（日本國憲法の施行に伴う民法の應急的措置に關する法律）施行前に外國人が女戸主と入夫婚姻をし、又は日本人の婚妻子となつた場合の婚姻の效力及び夫婦財産制については、第二十二條の規定にかかわらず、なお従前の例による。

1
12/70